



# トラック広報



## トピックス

- ◎ トレーラの安全な使用及び関係法令改正に係わる研修会
- ◎ 荷役作業安全ガイドライン説明会
- ◎ 秋の全国交通安全運動
- ◎ 全国労働衛生週間

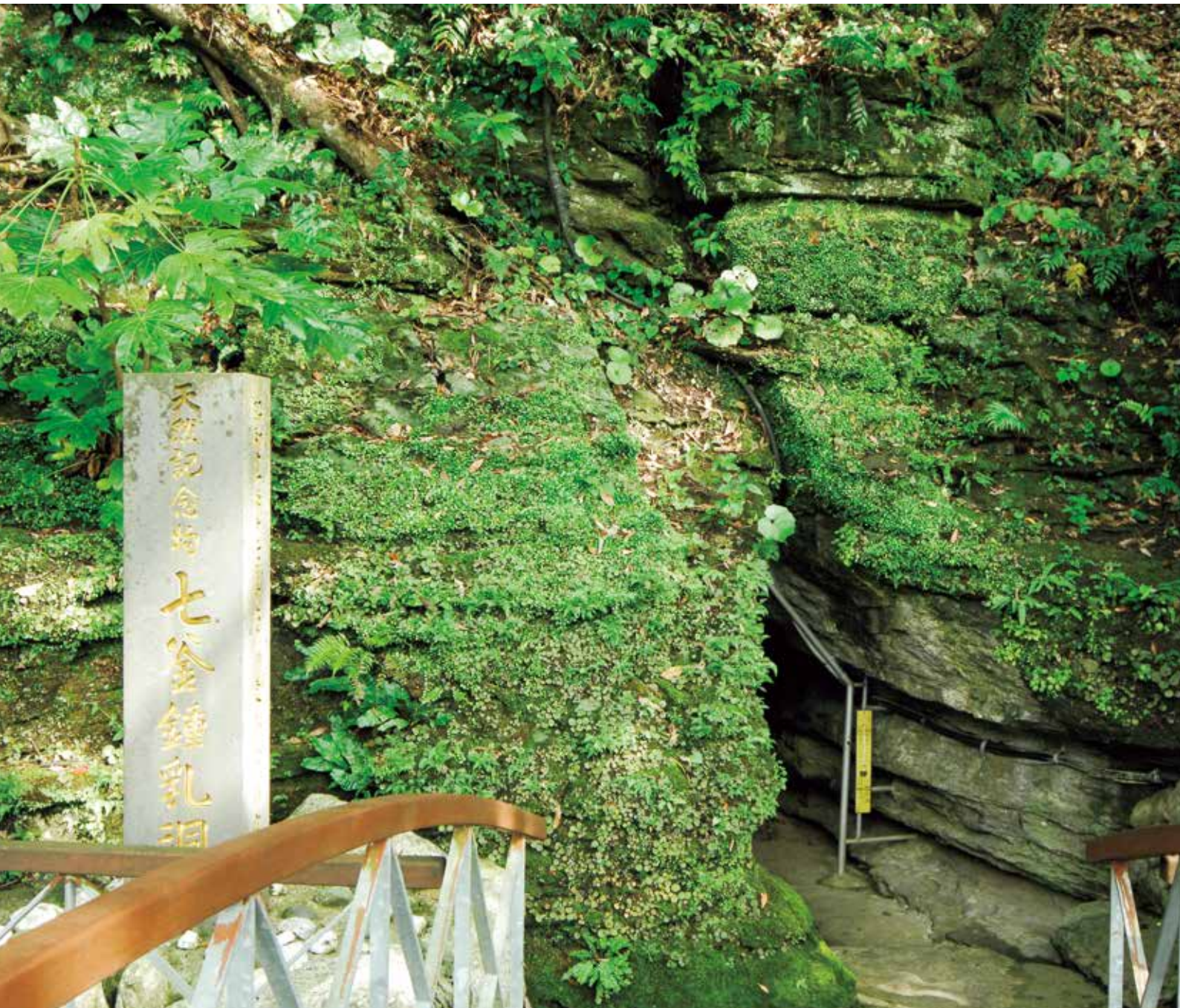
**(公社)長崎県トラック協会**

〒851-0131 長崎市松原町2651-3

TEL 095-838-2281

FAX 095-839-8508

URL <http://www.nata.or.jp>



---

1. 令和6年度トレーラの安全な使用及び関係法令改正に係わる研修会……	1
2. 荷役作業安全ガイドライン説明会のご案内……	3
3. 企業が直面する2024年問題等の課題解決を考えるセミナー……	4
4. 令和6年秋の全国交通安全運動の実施について……	5
5. 全ト協だより	
○ トラック運送業界の景況感（4月～6月期）……	11
○ 近代化基金融資貸出金利の変更について……	15
○ 軽油価格の調査結果（6月分）……	16
6. 国交省認定機関による運行管理者等講習の実施について……	17
7. 協会だより	
○ 令和6年度助成事業について……	23
○ 適性診断（初任・適齢）及び安全運転研修について……	25
8. ドライバー体験記～「あたりまえ」の大切さ～……	28
9. 陸災防だより	
○ 令和6年度（第75回）全国労働衛生週間の実施について……	29
○ 「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について……	35
○ 技能講習のお知らせ……	39
○ 陸運と安全衛生……	40
10. 交通共済コーナー	
○ 交通共済加入のおすすめ……	45
11. 諫早T・Sのご案内……	47

令和6年9月

各 位

公益社団法人 長崎県トラック協会  
会 長 馬 場 邦 彦  
(公 印 省 略)

## 令和6年度トレーラの安全な使用及び 関係法令改正に係わる研修会

平素は、当協会の業務運営に、格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

トレーラの適正な使用等に関しましては、国土交通省からの通達を受け「自動車製作者等が提供する点検及び整備に関する情報に基づく確実な自動車の保守管理の実施について」により、確実で継続的な保守管理の徹底をお願いしていることから、標記研修会を実施いたします。

令和6年度の本研修では、依然として後を絶たない車輪脱落事故の再発防止のための点検整備の重要性、トレーラの安全装置（ABS及び横転抑制装置）とその有効性について動画を用いて解説する他、令和4年4月1日施行の新たな特殊車両通行制度である「特殊車両通行確認制度」等、最近の関係法令の改正内容についての説明もいたします。

つきましては、ご多用の折りとは存じますが、是非ともご参加賜りますようお願いいたします。

### 記

1. 日 時 令和6年11月11日（月） 13：30～16：15（受付13：00～）
2. 場 所 （公社）長崎県トラック協会 研修会館（長崎市松原町2651-3）
3. 講 師 一般社団法人日本自動車車体工業会  
トレーラ部会 業務委員会 福西 進一 氏  
トレーラ部会 サービス委員会 川口 太生 氏
4. 内 容  
(1) トレーラのより安全な使用について（火災防止と車輪脱落防止）  
(2) 新たな特殊車両通行制度である「特殊車両通行確認制度」等、トレーラに係わる最新の関係法令改正内容の紹介とトレーラ輸送による輸送効率向上について  
(3) 実車実験動画で見るトレーラの横転抑制装置の有効性  
(4) まとめ・質疑応答・アンケート記入
5. 対 象 者 ドライバー、整備管理者等
6. 募集人数 定員50名（定員になり次第締め切ります）
7. 申込方法 別添の「参加申込書」をご記入の上、令和6年10月25日（金）までに  
記載のFAX番号までお申し込みください。
8. 主 催 （公社）全日本トラック協会、（公社）長崎県トラック協会

以上

令和 年 月 日

令和6年度トレーラの安全な使用及び  
関係法令改正に係わる研修会  
参加申込書

日 時 : 令和6年11月11日(月) 13:30~16:15  
場 所 : (公社)長崎県トラック協会 研修会館

事業所 支店・営業所名		
所在地		
受講者 ①	所属・役職	
	氏 名	
受講者 ②	所属・役職	
	氏 名	

〈締 切 日〉 令和6年10月25日(金曜日)

※ ただし、定員50名になり次第、締め切らせていただきます。

## 陸災防からのお知らせ

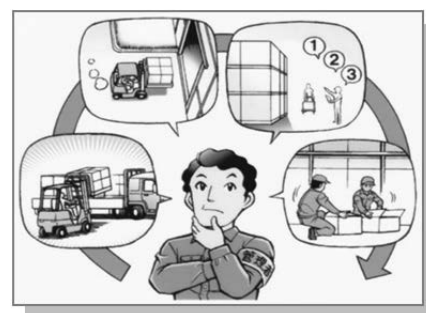
《厚生労働省補助事業》

# 荷役作業安全ガイドライン説明会のご案内

陸上貨物運送事業の労働災害の約7割は、トラックの荷台等からの墜落・転落等の荷役作業中に発生しています。さらに、そのうちの約7割は荷主等（荷主、配送先、元請事業者等）の事業場で発生しています。このため、厚生労働省では平成25年3月に「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を策定し、陸運事業者及び荷主等それぞれの実施事項が示されました。また、本ガイドラインが令和5年3月に改正されたことを踏まえ、テールゲートリフターやロールボックスパレットについても解説を行います。

### ～講習会の主な内容～

- 1 開催日時 令和6年10月10日(木) 13:30~16:00
- 2 開催場所 「長崎県トラック協会研修会館」  
長崎市松原町2651-3
- 3 定員 50名（先着順です。）
- 4 内 容  
・荷役作業安全ガイドラインの解説  
（労働災害防止対策にも参考となる墜落・転落災害、フォークリフト、ロールボックスパレット、テールゲートリフター等による災害防止に関する内容も含まれます。）
- 5 参加費及びテキスト代 無料
- 6 申込方法  
参加申込は、下記参加申込書にご記入し、陸災防長崎県支部までファックスでお申込み下さい。  
なお、受講票等は送付いたしません。  
**申込締切は、令和6年9月26日(木)**です。ただし、定員に達し次第締め切ります。
- 7 受講証明 説明会受講者には、受講証明書を交付します。
- 8 問合せ先 陸災防 長崎県支部 TEL：095-813-8500



陸災防長崎県支部 FAX 095-839-8508

### 荷役作業安全ガイドライン説明会参加申込書

ふりがな 参加者氏名①		所属・役職
ふりがな 参加者氏名②		所属・役職
事業場名	(業種： )	
所在地	〒 -	
電話番号	電話番号 ( ) - -	

参加申込書にご記入いただいた情報は、本説明会以外には使用いたしません。

＜企業経営担当の皆様へ＞

# 企業が直面する2024年問題等の課題解決 を考えるセミナー

建設と物流の2024年問題は、建設業界や物流業界だけの問題ではなく、サプライチェーンに連なる様々な企業に大きな影響を与えることが懸念されます。ここでは、業種を問わず様々な企業に2024年問題の影響やそれに立ち向かう取り組みを一緒に考えていきましょう！



## 講演内容

### 【特別講演】

#### 「様々な企業に影響がある建設と物流の2024年問題の実態」

建設と物流の2024年問題が様々な企業に及ぼす影響について、有識者がわかりやすく解説します！

講演者（各会場ごとに1名）  
長崎働き方改革推進支援センター  
社会保険労務士 縄本 裕俊（左）  
社会保険労務士 梶原 英二（右）



### 【講演】

- ・労働法令等の改正内容について
- ・運送や建築等を発注する際に企業が配慮すべきことなど

企業が物流業者に発注依頼を行う際に配慮すべきことや各企業の取り組み事例をわかりやすく解説します！

講師  
労働基準監督署

### 【講演】

#### JEEDが行う生産性向上のための企業の人材育成の支援について

JEEDが行っている売上増加、生産・業務プロセス改善、DX、横断的課題解決など企業の課題解決を担う人材を育成するための訓練支援制度をご紹介します！

講師（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構(JEED)  
ポリテクセンター長崎  
(生産性向上人材育成支援センター)

日時	場所	会場
令和6年9月27日(金)14時～16時	佐世保市	アルカスSASEBO 中会議室
令和6年10月10日(木)14時～16時	長崎市	長崎県勤労福祉会館 大会議室B
令和6年10月31日(木)14時～16時	佐世保市	アルカスSASEBO 中会議室
令和6年11月12日(火)14時～16時	諫早市	長崎県立総合運動公園 多目的スペース

参加申込みは右記二次元コード内の[リンク](#)からお願いします。

その他の日程は確定次第、右記に更新・掲載いたします。

主催 長崎労働局／労働基準監督署



令和 6 年

# 秋の全国交通安全運動の実施

～挙げる手を やさしく見守る 横断歩道～

9月21日(土)～30日(月)



交通安全啓発图画コンクール最優秀作品(令和5年度知事賞)  
 長崎県立佐世保工業高等学校2年(当時)  
 原田 和輝さんの作品

**重  
点**

- 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止
- 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶
- 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

守ろう交通ルール  
 高めよう交通マナー

令和6年長崎県交通安全年間スローガン

本年も9月21日から、秋の全国交通安全運動が実施されます。

会員事業所におかれては、この交通安全運動を契機に交通事故「0」を目指し、次の実施要領に基づき、交通事故の防止に積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、本運動の実施結果については、別紙報告書により10月11日(金)までに県ト協あて郵送(FAX可095-839-8508)していただきますようお願いいたします。

県内統一行事

9月24日(火)	街頭指導活動 広報活動 強化の日	登下校指導、こども・高齢歩行者の道路横断時の保護誘導などの街頭指導を強化します。 また、交通安全意識向上のための呼び掛けを強化します。
9月27日(金)	飲酒運転根絶強化の日	飲酒運転の根絶に向けた啓発活動を推進します。
9月30日(月)	交通事故死ゼロを目指す日	県民一人一人が交通事故を起こさないよう、遭わないよう呼び掛けます。

## 令和6年秋の全国交通安全運動実施要領

(公社)長崎県トラック協会

### 1 目 的

当協会は、長崎県交通安全推進県民協議会が定めた「令和6年秋の全国交通安全運動実施要綱」及び長崎運輸支局自動車事故防止推進協議会並びに(公社)全日本トラック協会が定めた同実施計画に基づき、独自の実施要領を策定し、本運動の効果的推進を図ることを目的とする。

### 2 実施期間

令和5年9月21日(土)～9月30日(月)

### 3 重点実施事項

- (1) 安全運行の徹底
- (2) 車両の安全対策の推進
- (3) シートベルトの正しい着用の徹底
- (4) 事故情報等の収集による安全意識の高揚
- (5) 夕暮れ時等における自動車事故防止の促進
- (6) 子供と高齢者の交通事故防止
- (7) 飲酒運転及び危険ドラッグ、覚せい剤使用の根絶
- (8) 広報活動の推進

## 実 施 細 目

### 1 安全運行の徹底

事業者等は、運転者に対し、次の事項を重点においた安全運行の徹底について指導する。

#### (1) 運行管理の徹底

- ① 経営トップから現場の運転者に至るまで輸送の安全が最優先であるという意識を社内に浸透させ、運輸安全マネジメントにより絶えず輸送の安全性の向上に努めるよう安全意識の高揚を図る。
- ② 事業者及び統括運行管理者・運行管理者(以下「事業者等」という。)は、運転者に対し講習会等を開催し安全運行の徹底について指導する。
- ③ 事業者等は、過労運転や睡眠不足による事故を防止するため、日々の点呼等における運転者の疲労、睡眠不足の状態の確認や、適切な運行指示書の作成などの運行管理を徹底する。
- ④ 事業者等は、運転者の体調急変に伴う事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に基づき、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状



況等、健康状態を把握するとともに、異常が認められた場合には、運転者を交替させる等、適切な運行管理を図る。

- ⑤ 事業者等は、運転者に対して乗務中の携帯電話による通話やスマートフォンの操作を絶対に行わないよう指導を徹底する。
- ⑥ 事業者等は、運転者に対して車高、視野、死角、内輪差、制動距離等自動車の構造上の特性を把握させ、安全確保を徹底するよう指導する。また、進路変更、転回、後退等の際は、あらかじめバックミラー等により周囲の安全を十分に確かめるとともに、特に後退時等には周囲の歩行者等に対して警報を発する装置を備える車両では、やむを得ない場合を除き、当該装置を停止しないよう指導を徹底する。
- ⑦ 事業者等は、運転者の運転免許証及び自動車検査証の有効期間の確認を徹底する。

(2) 過積載運行の防止

事業者等は、適切な運送(積載)計画を作成し、運転者に対して積載物・積載重量・積載方法等の事前確認を励行させるとともに、荷主に対しても理解と協力を求め、過積載運行の防止に努める。

(3) 踏切事故の防止

事業者等は、運転者に対して踏切の通過に際しては一旦停止及び安全確認を励行させるとともに、トラクタ・トレーラ等大型車両の運行計画策定にあたっては、踏切の状況、車両の構造等を十分考慮して適切な運行経路を選定し、安全運行の徹底を図る。

(4) 大型トラクタ・トレーラの輸送の安全確保

事業者等は、保安基準緩和の認定を受けた大型トラクタ・トレーラの運行にあたっては、緩和認定の際に付された保安上の制限事項を遵守するとともに、特に速度制限装置の自主点検を実施する等、違法改造の防止に努めるほか、高速道路における第一通行帯の走行を徹底させ、輸送の安全確保に努める。

(5) 追突事故、交差点事故の防止

事業者等は、追突事故防止について、運転者に対して道路、交通、気象等の状況に応じた安全な速度で走行し、適切な車間距離を保持するとともに、特に高速道路においては、先行車の動きに十分注意して無理な追従をしないよう、国交省制作の「トラック追突事故防止マニュアル」等を活用した指導を徹底し、追突事故防止対策の強化を図る。また、追突事故発生時における被害の軽減に有効な「衝突被害軽減ブレーキ装置」搭載車の普及を図る。

交差点事故の防止については、横断歩道手前での最徐行又は一時停止の励行と、左右をバランスよく安全確認することを徹底させ、交差点左折時の自転車巻き込み事故及び右折時の横断歩行者との事故防止の徹底を図る。

(6) 危険物輸送時の安全確保

事業者等は、危険物の輸送にあたっては運転者に対し関係法規を事前に熟知させるほか、

- 荷主からの(危険物に関する)情報の入手
- 運転者に対する指示
- 緊急時等における教育訓練
- イエローカードの携行

の徹底を図る。

#### (7) 省エネ運転の実践・励行

事業者等は、運転者に対してCO<sub>2</sub>の排出削減を図るためエコドライブ及びアイドリングストップの実践を励行させる。

- ① 不必要なアイドリングをさせない。
- ② シフトアップはグリーンゾーン内で行い、急発進・急加速をしない。
- ③ 車速を抑え定速走行運転を行い、波状(急減速)運転をしない。
- ④ 車間距離を十分にとり、ブレーキは早めにエンジnbrakeキ等を適切に使う。

### 2. 車両の安全対策の推進

事業者等は、次の事項に留意し、整備不良車両・不正改造車両を排除し、車両の安全確保の徹底を図る。

- (1) 運行車両は、日常点検・定期点検を確実に実施する。
- (2) 車輪脱落やスペアタイヤ落下等による事故防止を徹底するため、タイヤ交換時等におけるホイールナットの適切な締付け及び日常・定期点検等におけるボルトの緩み、破損の有無の確認励行を徹底する。
- (3) 前面ガラス内側への装飾板、着色フィルム等の取付けを禁止させる。
- (4) 突入防止装置の取外し、速度抑制装置の解除・取外し等不正改造の排除について徹底する
- (5) 無車検車両及び無保険車両は運行しない。

### 3. シートベルトの正しい着用の徹底

#### (1) 着用の励行

事業者等は、運転者に対しシートベルトの効用について教養するとともに、出庫・帰庫時に確認するなどして適正なシートベルトの着用を指導する。

#### (2) 取付け状況の点検

事業者等は、装備されているシートベルトの取付け状況を点検し、常に使用可能な状態を保つように努める。

### 4. 事故情報等の収集による安全意識の高揚

事業者等は、全ト協ホームページ上に掲載されている「トラックの重大事故にかか

る統計データ」や、国土交通省メールマガジン「事業用自動車安全通信」等を活用し、重大事故発生状況、事業用自動車に係る各種安全対策等についての情報収集に努め、事故の概況及び傾向等を把握し、原因究明に活用するとともに、運転者に対して講習会の開催等あらゆる機会をとらえて、安全対策の一層の推進を図る。

#### 5. 夕暮れ時等における自動車事故防止の促進

- (1) 事業者等は、運転者に対して夕暮れ時(概ね日没1時間前)の早め点灯及び雨天・曇天時の視界不良の点灯について指導を徹底する。
- (2) 事業者等は、運転者に対して夜間走行時、他の交通の幻惑など交通に支障がない場合は、前照灯を上向きにするなど、夜間の視界の確保について指導を徹底する。
- (3) 事業者等は、運転者に対してトンネル内におけるライトの点灯について指導を徹底する。

#### 6. 子供と高齢者の交通事故防止

- (1) 事業者等は、運転者に対して「思いやり・ゆずり合い」を意識させ、周囲の交通に配慮した運転に努めるよう指導し、特に子供、高齢者、障害者等には配慮し、目にしたときは、常に徐行することを励行させ、子供等が自転車に乗車中にある場合は、不測の行動にでることを念頭におき、十分な間隔を保ち最徐行する指導を徹底する。
- (2) 事業者等は、運転者に対して高齢運転者標識による高齢運転者の保護等を徹底させる。

#### 7. 飲酒運転及び危険ドラッグ、覚せい剤使用の根絶

- (1) 事業者等は、運転者に対して飲酒運転あるいは危険ドラッグ、覚せい剤使用による交通事故の事例等をあげて、その危険性、結果の悲惨さについて教養するとともに、アルコール検知器の適切な使用など厳正な点呼の実施を徹底し、飲酒運転及び危険ドラッグ、覚せい剤使用の根絶を図る。
- (2) 事業者等は、飲酒運転追放の三ない運動を推進する。
  - ① 酒を飲んだら運転しない。
  - ② 運転する前には、酒を飲まない。
  - ③ 運転する人には、酒を出さない。

#### 8. 広報活動の推進

- (1) トラック協会においては、本運動の実施要領を「ながさきトラック広報」に掲載するとともに懸垂幕、のぼり旗、立看板、ポスター等を掲出して広く本運動の周知徹底を図る。
- (2) 会員事業所にあつては、懸垂幕、のぼり旗等を掲出するとともに、研修会、講習会等を開催して、全従業員に対し本運動の周知徹底を図る。

事業者用

令和6年秋の全国交通安全運動実施結果報告書

事業者名					
1 事業用自動車の安全運行の確保					
(1)具体的な実施内容					
(2) 研修、教育、幹部の巡視等					
実施年月日	実 施 内 容	出席者数			
2 車両の安全対策の推進【期間中における点検整備の計画及び実績】					
3ヶ月		12ヶ月		日常点検の実施状況  良 ・ 否	
計画	実績	計画	実績		
台	台	台	台		
3 全ての座席のシートベルトの正しい着用の徹底					
(1) 着用できる状態であるかの点検状況					
(2) シートベルト着用状況					
4 長崎県内における自動車事故防止の促進【乗務員に対する指導内容】					
(1)子供と高齢者の安全な通行の確保					
(2)高齢運転者の交通事故防止					
(3)夕暮れ時における早めの点灯、雨天、曇天時の点灯					
(4)トンネル内におけるライトの点灯を励行するよう留意					
(5) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底					
(6)脇見・ぼんやり運転防止運動の推進					
(7)飲酒運転の防止の徹底					
5 広報活動の推進					
	掲示場所	個数(枚数)	内 容		
垂幕・旗					
ポスター					
立看板					
6 その他特記事項					
7 期間中の重大事故(有責及び無責事故)					
事故件数:	件	死者:	名	負傷者:	名

※トラック協会に10月11日(金)迄に報告してください。

### トラック運送業界の景況感（速報）

令和6年4月～6月期

日銀短観（2024年6月調査）における大企業製造業の業況判断DIは、前回から2ポイント改善

し、景気の底堅さを示す結果となった。

こうしたなか、トラック運送業においては、今期は運賃・料金の水準は改善基調にあるものの、燃料高・物価高等に対するコスト転嫁の進捗が遅れていることを背景に、業界の景況感は大々悪化した。▲31.4（前回▲26.1）と5.3ポイント悪化した。

なお、来期見通しは、事業環境の不透明感を背景に、▲41.3（今回▲31.4）と9.9ポイント悪化の見込みである。

### 1 業界の景況感：今回（令和6年4月～6月期）の概況と今後の見通し

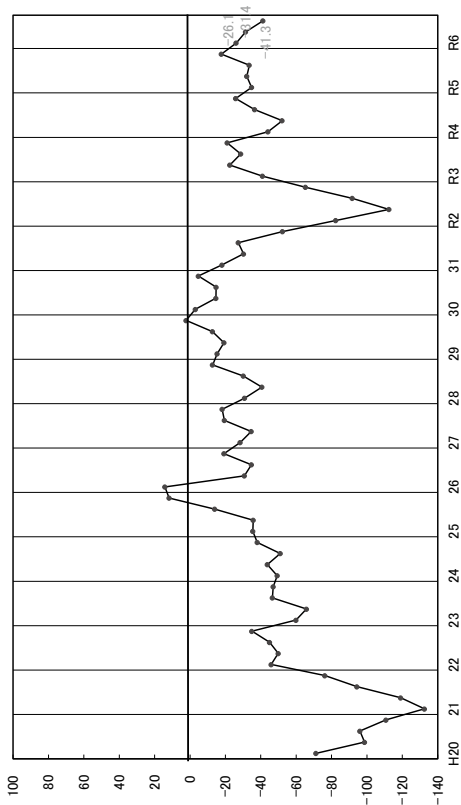
<b>今回の状況</b>	・今期は運賃・料金の水準は改善基調にあるものの、燃料高・物価高等に対するコスト転嫁の進捗が遅れていることを背景に、業界の景況感は大々悪化した▲31.4（前回▲26.1）と5.3ポイント悪化した。
<b>今後の見通し</b>	・来期見通しは、事業環境の不透明感を背景に、▲41.3（今回▲31.4）と9.9ポイント悪化の見込みである。

業界の景況感	0%	20%	40%	60%	80%	100%
前回	0.4	19.1	39.1	36.6	4.7	(-26.1)
今回	0.4	18.4	35.9	39.9	5.4	(-31.4)
見通し	14.3	38.1	39.5	8.1	8.1	(-41.3)

大々悪化  やや悪化  変化なし  やや好転  大々好転

・前回より5.3ポイント悪化した。  
・今後は9.9ポイント悪化する見込み。

トラック運送業界の景況感の推移（H20以降）



（注1）各グラフ（3段の横棒グラフ）の上段は前回（R6.1月～3月期）の状況、中段は今回（R6.4月～6月期）の状況、下段は今後（R6.7月～9月期）の見通しを示す。いずれも前年同期比の回答である。  
（注2）各グラフ（3段の横棒グラフ）の構成比は四捨五入のため、合計が100にならない場合がある。  
（注3）各グラフ（3段の横棒グラフ）右側にあるカッコ内は判断指数。各判断指数は、各段の回答に対し、「大幅に増加・上昇・好転・労働力不足」は+2、「やや増加・上昇・好転・労働力不足」は+1、「横ばい」は0、「やや減少・低下・悪化・労働力過剰」は-1、「大幅に減少・低下・悪化・労働力過剰」は-2の点数に置き換え、平均を100倍することにより各判断指数を算出している。  
A（段間Aの回答者数）= a1+a2+a3+a4+a5（段間Aの選択肢1～5の回答者の和）  
指標 = ((+2×a1)+(1×a2)+(0×a3)+(1×a4)+(-1×a5))÷A×100

令和6年8月20日

公益団法人 全日本トラック協会

3 共通の概況②：今回(令和6年4月～6月期)の状況と今後の見通し

<b>今回の状況</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所定外労働時間は▲46.6(前回▲36.2)と10.4ポイント減少、貨物の再委託(下請運送会社への委託割合)は▲14.3(前回▲4.7)と9.6ポイント減少した。</li> <li>経常損益は▲13.9(前回▲26.4)と12.5ポイント改善した。</li> </ul>
<b>今後の見通し</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所定外労働時間は▲49.3(今回▲46.6)と2.7ポイント減少し、貨物の再委託は▲19.3(今回▲14.3)と5.0ポイント減少の見込みである。</li> <li>経常損益は▲22.4(今回▲13.9)と8.5ポイント悪化する見込みである。</li> </ul>

<b>所定外労働時間</b>	
<b>貨物の再委託 (下請運送会社への委託割合)</b>	
<b>経常損益</b>	

【調査の概要】

平成5年3月より開始、以降3カ月ごとに実施、第126回調査は、令和6年7月1日に、モニターに対して調査開始、令和6年7月31日回収分までを集計。

特徴	一般	回答事業者全体
	77	482

2 共通の概況①：今回(令和6年4月～6月期)の状況と今後の見通し

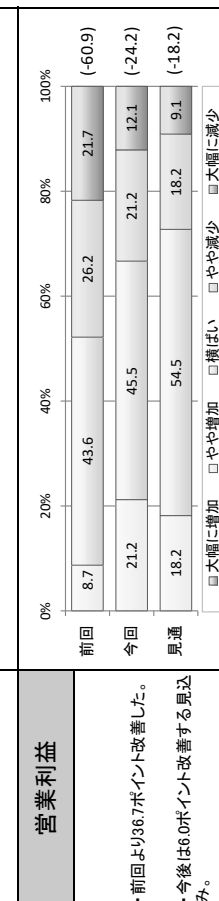
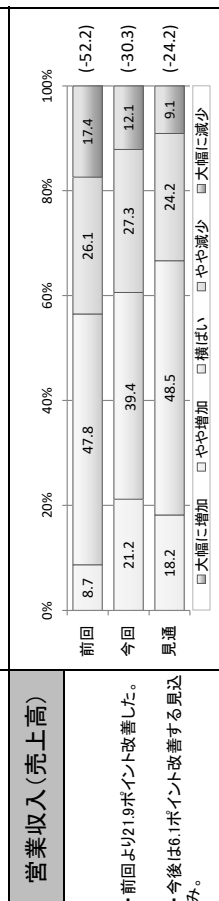
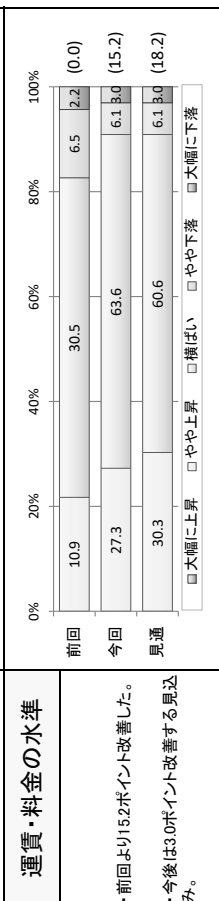
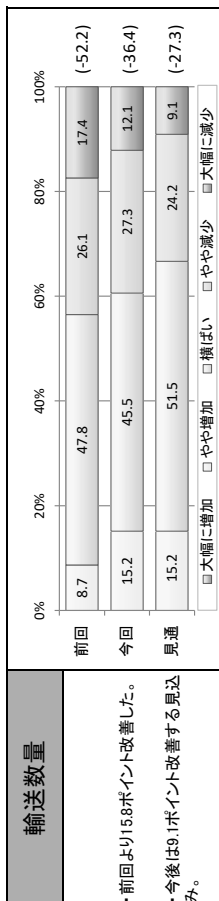
<b>今回の状況</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実働率は▲17.5(前回▲11.9)と5.6ポイント悪化、実車率は▲14.3(前回▲14.9)と0.6ポイント改善した。</li> <li>運転者の採用動向は▲16.6(前回▲19.1)と2.5ポイント上昇、運転者の雇用動向(労働力の不足感)は74.0(前回82.6)と8.6ポイント低下(不足感は弱くなった)、労働力の不足感は緩和した。</li> </ul>
<b>今後の見通し</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実働率は▲22.0(今回▲17.5)と4.5ポイント悪化、実車率は▲20.2(今回▲14.3)と5.9ポイント悪化し、輸送効率は悪化する見込みである。</li> <li>運転者の採用動向は▲21.5(今回▲16.6)と4.9ポイント低下し、運転者の雇用動向は83.4(今回74.0)と9.4ポイント上昇し、運転者労働力の不足感は強くなる見込みである。</li> </ul>

<b>実働率</b>	
<b>実車率</b>	
<b>運転者の採用動向</b>	
<b>運転者の雇用動向 (労働力の不足感)</b>	

(注4)雇用状況については、上段は前回(前4月～3月期)の状況、中段は今回(前4月～6月期)の状況、下段は今後(前7月～9月期)の見通しを示しているが、前段及び中段は前年同月比ではなくその期の状況差、見通しは「前年同月比の見通し」を集計している。

5 特積貨物：今回(令和6年4月～6月期)の状況と今後の見通し

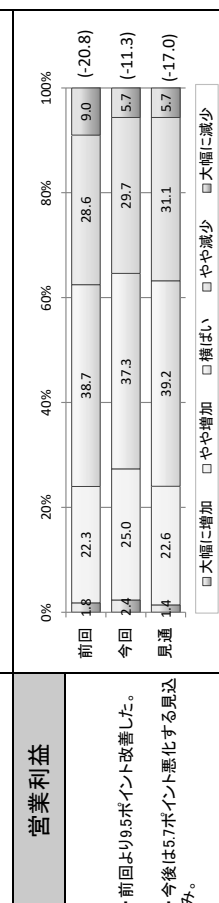
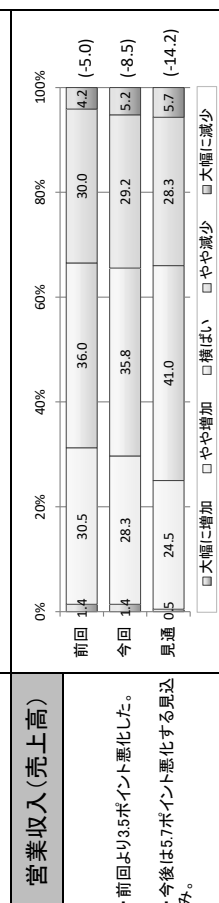
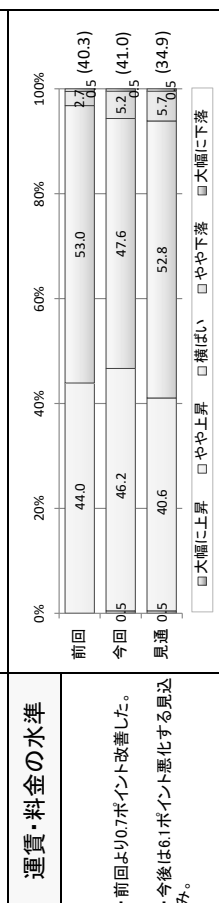
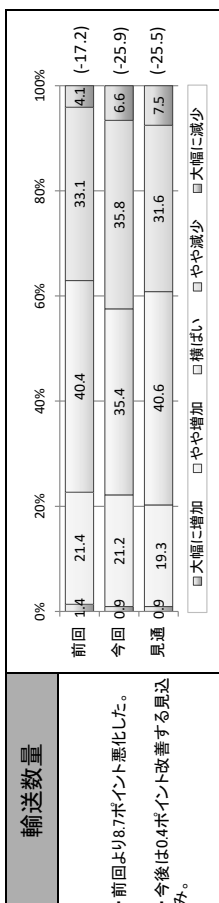
<b>今回の状況</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特積貨物では、輸送数量は▲36.4(前回▲52.2)と15.8ポイント改善、運賃・料金の水準は15.2(前回0.0)と15.2ポイント改善したことから、営業収入(売上高)は▲30.3(前回▲52.2)と21.9ポイント改善した。</li> <li>営業利益は▲24.2(前回▲60.9)と36.7ポイント改善した。</li> </ul>
<b>今後の見通し</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特積貨物では、輸送数量は▲27.3(今回▲36.4)と9.1ポイント改善、運賃・料金の水準は18.2(今回15.2)と3.0ポイント改善することから、営業収入(売上高)は▲24.2(今回▲30.3)と6.1ポイント改善する見込みである。</li> <li>営業利益は▲18.2(今回▲24.2)と6.0ポイント改善する見込みである。</li> </ul>



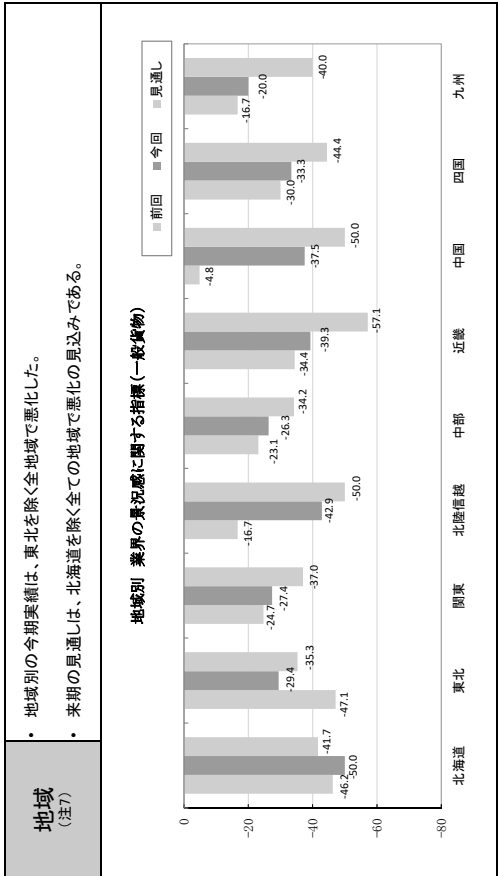
※前回調査より、特積貨物として「配外以外の貨物」を統合した掲載に変更した。

4 一般貨物：今回(令和6年4月～6月期)の状況と今後の見通し

<b>今回の状況</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般貨物では、運賃・料金の水準は41.0(前回40.3)と0.7ポイント改善したものの、輸送数量は▲25.9(前回▲17.2)と8.7ポイント悪化したことから、営業収入(売上高)は▲8.5(前回▲5.0)と3.5ポイント悪化した。</li> <li>営業利益は▲11.3(前回▲20.8)と9.5ポイント改善した。</li> </ul>
<b>今後の見通し</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般貨物では、輸送数量は▲25.5(今回▲25.9)と0.4ポイント改善、運賃・料金の水準は34.9(今回41.0)と6.1ポイント悪化したことから、営業収入(売上高)は▲14.2(今回▲8.5)と5.7ポイント悪化する見込みである。</li> <li>営業利益は、▲17.0(今回▲11.3)と5.7ポイント悪化する見込みである。</li> </ul>



7 事業者特性別の特徴②：地域別・事業形態別 業界の景況感等

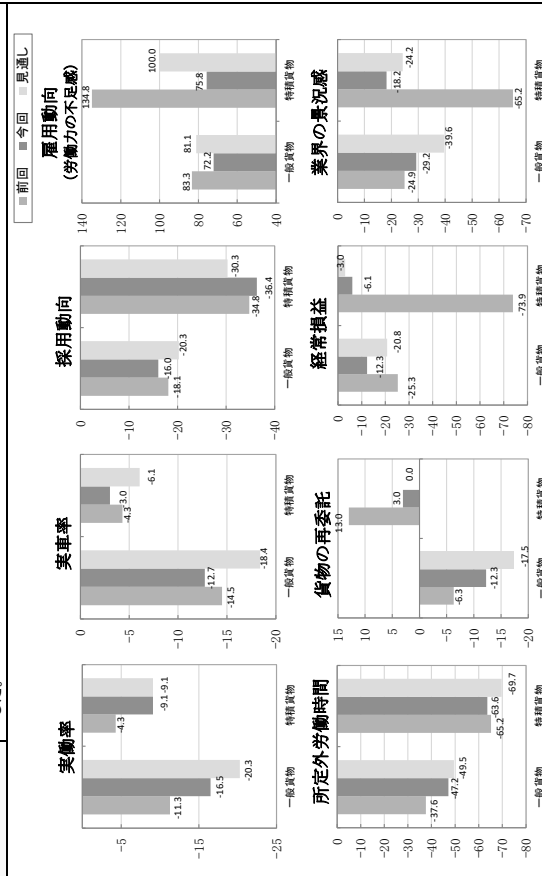


- ・地域別の今期業績は、東北を除く全地域で悪化した。
- ・来期の見通しは、北海道を除く全ての地域で悪化の見込みである。

**事業形態別 業界の景況感に関する指標（一般貨物）**

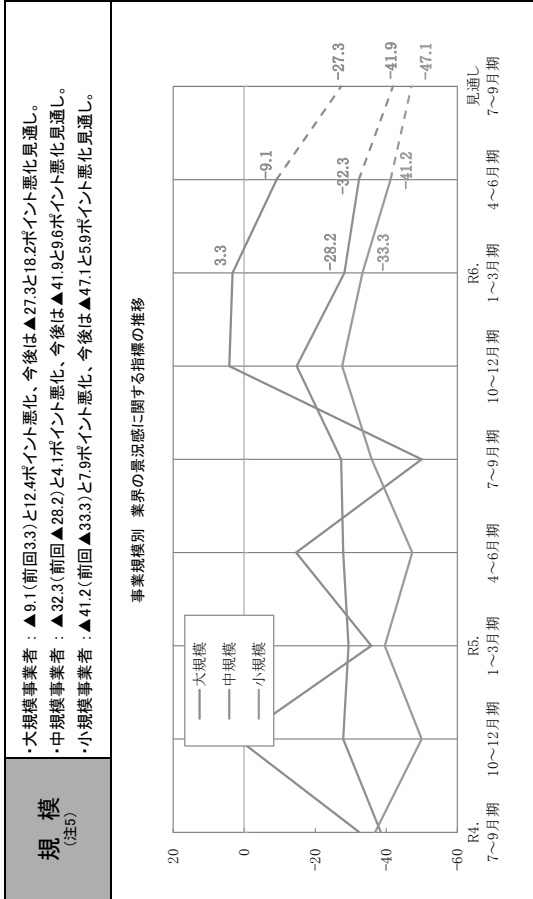
・雇用動向（労働力の不足感）は前回と比較すると、一般貨物、特種貨物ともに、労働力の不足感は緩和した。

・所定外労働時間は、2024年問題対応への取組みの成果として、減少基調にあることが確認される。一般貨物では、業界の景況感は悪化したものの、特種貨物では、燃料・物価等のコスト軽減が進捗していることを背景に、経常利益は回復基調となり、業界の景況感は改善した。



(注7) 地域分類は地方運輸局管轄地域区分に基づく。なお、グラフは一般貨物の事業者のみ集計している。  
 (注8) 事業形態の分類は、「一般貨物」「宅配以外の特種貨物」である。

6 事業者特性別の特徴①：規模別・品目別 業界の景況感



- ・大規模事業者：▲9.1(前回33.3)と12.4ポイント悪化、今後は▲27.3と18.2ポイント悪化見通し。
- ・中規模事業者：▲22.3(前回▲28.2)と4.1ポイント悪化、今後は▲41.9と9.6ポイント悪化見通し。
- ・小規模事業者：▲41.2(前回▲33.3)と7.9ポイント悪化、今後は▲47.1と5.9ポイント悪化見通し。

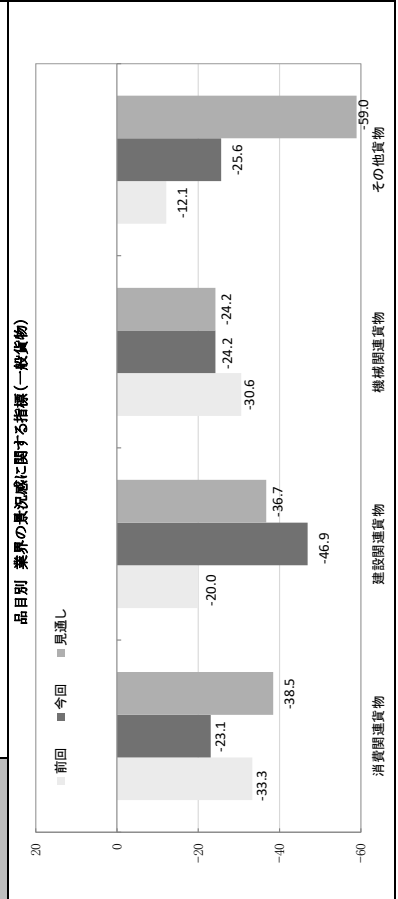
**品目別 業界の景況感に関する指標（一般貨物）**

・消費関連貨物：▲23.1(前回▲33.3)と10.2ポイント改善、今後は▲38.5と15.4ポイント悪化見通し。

・建設関連貨物：▲46.9(前回▲20.0)と26.9ポイント悪化、今後は▲36.7と10.2ポイント改善見通し。

・機械関連貨物：▲24.2(前回▲30.6)と6.4ポイント改善、今後は▲24.2と0.0ポイント横ばい見通し。

・その他貨物：▲25.6(前回▲12.1)と13.5ポイント悪化、今後は▲59.0と33.4ポイント悪化見通し。



(注5) 規模別分類  
 大規模事業者：101面以上 中規模事業者：21面以上100面以下 小規模事業者：20面以下  
 (注6) 品目別分類  
 消費関連貨物：農水産品、食料工業品、日用品など  
 建設関連貨物：林産品、砂利、砂、石材、建設用資材、鋼業品（セメント等）など  
 機械関連貨物：電気機械（家電含む）、輸送機械（自動車等）など  
 その他貨物：石炭、原油、石油、化学、紙・パルプなど  
 品目別業界の景況感に関する指標は、「一般貨物」の輸送品目について1位の影響を反映している。



## 近代化基金融資貸出金利の 変更について

令和6年8月9日から長期プライムレートの引下げに連動して、近代化基金融資の貸出利率が次のとおり変更された旨、全ト協を通じて取扱金融機関から通知がありましたのでお知らせ致します。

記

### 1. 貸付利率

期 間	現行（改定前）	改定後
1年以上～3年以内	1.80%	1.65%
3年超～7年以内		
7年超～10年以内		

### 2. 実施日

令和6年8月9日



# 軽油価格の調査結果（6月分）

6月中の軽油価格調査を実施した結果は次のとおりであります。購入契約の参考に利用して下さい。

## 1. 単純集計価格

地区名	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
九州(沖縄除)		126.74	117.52	127.30
全国(沖縄除)		125.66	116.07	125.70

## 2. 元売別集計価格〈九州（沖縄除）〉

元売名	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
E N E O S		130.83	118.46	127.97
出光昭和シェル		127.18	117.15	126.04
キグナス				
コスモ		124.50	114.93	137.50
その他		122.03	117.18	126.44

## 3. 月間購入量別価格〈九州（沖縄除）〉

月間購入量	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロ リットル未満		127.25	117.56	128.59
30～50キロ リットル未満			119.92	118.37
50～100キロ リットル未満		116.49	116.67	128.60
100キロ リットル以上			114.73	117.43

## 4. 支払期限別価格〈九州（沖縄除）〉

支払期限	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満		129.19	119.55	122.80
30～60日未満		124.76	117.43	127.99
60日以上		129.64	115.83	115.20

## 5. 軽油価格推移〈九州（沖縄除）〉

月別	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2024年2月		125.64	115.55	126.37
2024年3月		125.57	115.44	126.91
2024年4月		127.24	117.06	126.67
2024年5月		126.34	116.97	125.63
2024年6月		126.74	117.52	127.30

※消費税抜きの価格

## 国交省認定機関による運行管理者等講習の実施について

### 【申込方法】

各実施機関のホームページから予約、または別紙の「受講申込書」に必要事項を記入の上、FAXしてください。

(株)おんが自動車学校 FAX：093-293-2427 TEL：093-293-2359

(有)新西海自動車学校 FAX：0959-27-1778 TEL：0959-27-0136

(独法)自動車事故対策機構（ナスバ）長崎支所 TEL：095-821-8853

※自動車事故対策機構は、ホームページ（<https://www.nasva.go.jp/>）から、インターネットで予約システムにてご予約ください。

### 【受講手数料】

基礎講習：8,900円

**一般講習：3,200円（協会会員は、全額助成金が適用されます。）**

なお講習開始後の返金はできません。当日会場受付にて、なるべくお釣りのないようお願いします。

### 【持ってくるもの】

運行管理者講習手帳（講習手帳をお持ちでない方は、写真1枚「縦3.0cm×横2.4cm」※サイズ厳守）  
筆記用具、インターネット予約確認書又は一般講習受講予約申込書（※自動車事故対策機構のみ）

【受付時間及び講習時間】※講師等の都合により時間が変更になることもあります。

実施機関	受付時間	区分	講習時間	
			日数	時間
おんが自動車学校	9：00～9：30	基礎講習	1日目	10：00～17：00 ※9：30～オリエンテーション
			2日目	10：00～17：00
			3日目	10：00～15：30
		一般講習	9：30～16：00	
新西海自動車学校	9：30～10：00	基礎講習	1日目	10：00～17：00
			2日目	10：00～17：00
			3日目	10：00～15：30
		一般講習	10：00～16：30	

※自動車事故対策機構主催分はお問い合わせください。

### 1. 基礎講習

回数	実施日	実施場所	定員	主催
第1回	5月29日(水)～31日(金)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	おんが自動車学校
第2回	6月18日(火)～20日(木)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校
第3回	6月19日(水)～21日(金)	長崎市「TBM長崎ビル 地下会議室」	36名	自動車事故対策機構 長崎支所
第4回	7月1日(月)～3日(水)	長崎市「県ト協研修会館」	50名	新西海自動車学校
第5回	7月2日(火)～4日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	6名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★
第6回	11月6日(水)～8日(金)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	おんが自動車学校
第7回	11月12日(火)～14日(木)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校
第8回	12月3日(火)～5日(木)	長崎市「県ト協研修会館」	50名	新西海自動車学校
第9回	【予定】1月29日(水)～31日(金)	長崎市「TBM長崎ビル 地下会議室」	36名	自動車事故対策機構 長崎支所

★は講師資格者の下、事前収録した動画を視聴する形式

2. 一般講習

回数	実施日	実施場所	定員	主 催
第1回	4月25日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	12名	自動車事故対策機構 長崎支所
第2回	5月16日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	12名	自動車事故対策機構 長崎支所
第3回	5月28日(火)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	おんが自動車学校
第4回	6月10日(月)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校
第5回	6月13日(木)	五島市「福江文化会館」	30名	新西海自動車学校
第6回	6月14日(金)	新上五島町「有川鯨賓館」	20名	新西海自動車学校
第7回	6月24日(月)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校
第8回	6月27日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	12名	自動車事故対策機構 長崎支所
第9回	7月5日(金)	大村市「サンスパおおむら」	40名	新西海自動車学校
第10回	7月12日(金)	佐世保市「アルカスSASEBO 3階会議室」	30名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★
第11回	7月19日(金)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校
第12回	7月24日(水)	島原市「有明文化会館」	80名	新西海自動車学校
第13回	7月25日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★
第14回	7月30日(火)	時津町「北部コミュニティセンター」	50名	新西海自動車学校
第15回	8月8日(木)	平戸市「田平町民センター」	30名	新西海自動車学校
第16回	8月22日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★
第17回	8月27日(火)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校
第18回	8月29日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★
第19回	9月3日(火)	大村市「サンスパおおむら」	40名	新西海自動車学校
第20回	9月13日(金)	時津町「北部コミュニティセンター」	50名	新西海自動車学校
第21回	10月10日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★
第22回	10月12日(土)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校
第23回	10月17日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★
第24回	10月23日(水)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校
第25回	10月31日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★
第26回	11月5日(火)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	おんが自動車学校
第27回	11月7日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★
第28回	11月17日(日)	西海市「新西海自動車学校」	30名	新西海自動車学校
第29回	11月21日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★
第30回	12月2日(月)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校
第31回	12月5日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★
第32回	12月12日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★
第33回	12月18日(水)	北松佐々町「佐々町文化会館」	30名	新西海自動車学校
第34回	1月10日(金)	大村市「サンスパおおむら」	40名	新西海自動車学校
第35回	1月30日(木)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	おんが自動車学校
第36回	2月28日(金)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	おんが自動車学校

★は講師資格者の下、事前収録した動画を視聴する形式

# 基礎講習 受講申込書

西暦 年 月 日

事業所名： \_\_\_\_\_

事業所〒： \_\_\_\_\_

事業所住所： \_\_\_\_\_

申込責任者： \_\_\_\_\_

連絡先 (TEL) \_\_\_\_\_ (FAX) \_\_\_\_\_

申込責任者メールアドレス： \_\_\_\_\_ @ \_\_\_\_\_

事業の種類 (該当するものに○)	バス	ハイ・タク	トラック (軽貨物を含む)	その他 ( )
---------------------	----	-------	------------------	------------

ふりがな (男・女)	事業用自動車の 運行管理者経験が 1年未満の者 (○印をする)	受講の目的 (○印をする)	現在の職名 (○印をする)	手帳の有無 (○印をする)	受講希望月日
①番 _____ (西暦 年 月 日)	1年未満	1. 運行管理者選任要件を得る 2. 運行管理者試験資格取得 3. 補助者の選任要件を得る 4. その他 ( )	1. 運行管理者 2. 補助者 3. その他	有・無	月 日 より3日間
②番 _____ (西暦 年 月 日)	1年未満	1. 運行管理者選任要件を得る 2. 運行管理者試験資格取得 3. 補助者の選任要件を得る 4. その他 ( )	1. 運行管理者 2. 補助者 3. その他	有・無	月 日 より3日間
③番 _____ (西暦 年 月 日)	1年未満	1. 運行管理者選任要件を得る 2. 運行管理者試験資格取得 3. 補助者の選任要件を得る 4. その他 ( )	1. 運行管理者 2. 補助者 3. その他	有・無	月 日 より3日間
④番 _____ (西暦 年 月 日)	1年未満	1. 運行管理者選任要件を得る 2. 運行管理者試験資格取得 3. 補助者の選任要件を得る 4. その他 ( )	1. 運行管理者 2. 補助者 3. その他	有・無	月 日 より3日間

\*現在の職名欄中、「運行管理者」とは運輸支局長(沖縄にあっては陸運事務所長)に選任の届出を行ったものとする。

\*修了書の作成間違い防止の為、氏名は丁寧に書き、また性別は○で囲んでください。

**\*\*ご確認ください\*\***

運行管理者試験を受験予定の方は、以下の□に✓を記入して下さい。

運行管理者試験センターへの受講名簿提出と基礎講習修了書(複写)の送付に同意する

①番の方：□ ②番の方：□ ③番の方：□ ④番の方：□

全日本トラック協会指定 福岡/佐賀/長崎/熊本/大分/宮崎/鹿児島/沖縄 各県トラック協会指定  
総合交通教育センター福岡

**DA ONGA** **ドライビングアカデミー ONGA**

(株)おんが自動車学校

TEL 093-293-2359 / FAX 093-293-2427

# 一般講習 受講申込書

FAX

西暦 年 月 日

事業所名： \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_

事業所の住所： \_\_\_\_\_

申込責任者名： \_\_\_\_\_

連絡先 (TEL) \_\_\_\_\_ (FAX) \_\_\_\_\_

申込責任者メールアドレス： \_\_\_\_\_ @ \_\_\_\_\_

事業の種類 (該当するものに○)	バス	ハイ・タク	トラック (軽貨物を含む)	その他 ( )
---------------------	----	-------	------------------	------------

ふりがな (男・女)	事業所 (営業所) の名称	現在の職名 (○印をする)	手帳の有無 (○印をする)	受講希望月日
①番 (西暦 年 月 日)		1 運行管理者※ 2 補助者 3 その他	有・無	月 日
②番 (西暦 年 月 日)		1 運行管理者※ 2 補助者 3 その他	有・無	月 日
③番 (西暦 年 月 日)		1 運行管理者※ 2 補助者 3 その他	有・無	月 日
④番 (西暦 年 月 日)		1 運行管理者※ 2 補助者 3 その他	有・無	月 日

※現在の職名欄中「運行管理者」とは、運輸支局長（沖縄にあっては陸運事務所長）に選任の届け出を行ったものとする。

\* 修了書の作成間違い防止の為、氏名は丁寧に書き、また性別は○で囲んでください。

全日本トラック協会指定 福岡/佐賀/長崎/熊本/大分/宮崎/鹿児島/沖縄 各県トラック協会指定

総合交通教育センター福岡



ドライビングアカデミー ONGA

(株)おんが自動車学校

TEL 093-293-2359 / FAX 093-293-2427



# 基礎講習受講予約申込書

申込日 令和 年 月 日

(受付済印)

(フリガナ)

事業所名(営業所名)

〒 -

事業所住所

申込責任者名

連絡先(TEL) <sup>\*</sup>(FAX)

※受付完了後に「受付済」の印を押して返信FAXをしますので必ずご記入下さい。

○受付 9時30分～ ○会場 長崎県トラック協会 ・ 佐世保市労働福祉センター  
○講習時間 10時00分～17時00分(最終日は15時30分まで)※手帳をお持ちでない方は写真(3×24cm)1枚をご用意下さい

フリガナ 受講者の氏名 (生年月日)	希望する 講習の種類 (番号○印)	受講の目的 (番号○印)	講習手帳 の有無 (○印)	受講の情報 提供の同意 (☑印)	受講日
(昭和・平成 年 月 日)	1 旅客 2 貨物	1 運行管理者試験受験資格 2 運行管理者選任要件 3 補助者選任要件 4 その他	有・無	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない	月 日 ～ 月 日
(昭和・平成 年 月 日)	1 旅客 2 貨物	1 運行管理者試験受験資格 2 運行管理者選任要件 3 補助者選任要件 4 その他	有・無	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない	月 日 ～ 月 日
(昭和・平成 年 月 日)	1 旅客 2 貨物	1 運行管理者試験受験資格 2 運行管理者選任要件 3 補助者選任要件 4 その他	有・無	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない	月 日 ～ 月 日
(昭和・平成 年 月 日)	1 旅客 2 貨物	1 運行管理者試験受験資格 2 運行管理者選任要件 3 補助者選任要件 4 その他	有・無	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない	月 日 ～ 月 日
(昭和・平成 年 月 日)	1 旅客 2 貨物	1 運行管理者試験受験資格 2 運行管理者選任要件 3 補助者選任要件 4 その他	有・無	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない	月 日 ～ 月 日

- 注1) 個人でお申し込みの方は、事業所名欄に個人名を、事業所住所欄に本人住所を記入して下さい。  
 注2) 「受講の情報提供の同意」とは、受験資格確認事務の円滑を図るため、運行管理者試験センターへの講習受講の情報提供を行なうものです。また、国土交通省へも受講情報を提供いたします。  
 注3) 平成27年度から、旅客試験は旅客の基礎講習、貨物試験は貨物の基礎講習の受講が受験資格となります。

※ウイルス感染対策については各人でマスク着用等行って下さい。  
 ※講習会場は自動車学校ではありませんのでお間違いのないようお願いいたします。

※申込先※  

**新西海自動車学校**  
 西海市西彼町上岳郷1238-3 TEL 0959-27-0136

FAX送信先 0959-27-1778



# 一般講習受講予約申込書

申込日 令和 年 月 日

(受付済印)

(フリガナ)

事業所名(営業所名) \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_

事業所住所 \_\_\_\_\_

申込責任者名 \_\_\_\_\_

連絡先(TEL) \_\_\_\_\_ ※(FAX)

※受付完了後に「受付済」の印を押して返信FAXをしますので必ずご記入下さい。

○受付 9時30分～ ○会場 長崎県トラック協会・佐世保市労働福祉センター・サンスパおおむら  
 ○講習時間 10時00分～16時30分 時津北部コミュニティセンター・有明文化会館・田平町民センター・佐々町文化会館  
 福江文化会館・鯨賓館・新西海自動車学校

事業所の種類 (○印をする)	バス	ハイ・タク	トラック	その他 ( )
-------------------	----	-------	------	------------

フリガナ 受講者の氏名 (生年月日)	現在の職名 (番号○印)	運行管理者 選任年月日	指導講習手帳 の有無 (○印)	受講日
(昭和・平成 年 月 日)	1 運行管理者 2 補助者 3 その他	昭和・平成・令和 年 月 日	有・無	月 日
(昭和・平成 年 月 日)	1 運行管理者 2 補助者 3 その他	昭和・平成・令和 年 月 日	有・無	月 日
(昭和・平成 年 月 日)	1 運行管理者 2 補助者 3 その他	昭和・平成・令和 年 月 日	有・無	月 日
(昭和・平成 年 月 日)	1 運行管理者 2 補助者 3 その他	昭和・平成・令和 年 月 日	有・無	月 日
(昭和・平成 年 月 日)	1 運行管理者 2 補助者 3 その他	昭和・平成・令和 年 月 日	有・無	月 日

注1)「運行管理者選任年月日」欄中の「運行管理者」とは、運輸支局長に選任届けがなされている方です。

注2)運行管理者講習の受講の情報は、国土交通省に提供いたします。

※ウイルス感染対策については各人でマスク着用等行って下さい。

※講習会場は開催日によって異なりますのでお間違いないようお願いいたします。

※申込先※

 **新西海自動車学校**

西海市西彼町上岳郷1238-3 TEL 0959-27-0136

**FAX送信先 0959-27-1778**





## 令和6年度助成事業について

### 1. 主な留意点

- ①全助成事業で**事前申請**としています。(健康診断受診促進助成事業を除く)  
 <申請の流れ> 装置、車両の導入前、自動車学校への申込前に申請 ⇒ 交付決定 ⇒ 導入、免許等取得 ⇒ 実績報告 ⇒ 助成金交付
- ②装置関係は指定の機器があります。詳細は協会へお問い合わせください。
- ③**申請期間：7/1(月)～12/20(金)** ※免許等取得促進助成事業は**1/31(金)**まで  
**実績報告期限：2/21(金)** ※運転記録証明書促進助成・適性診断受診促進助成事業は**3/19(水)**まで  
 3月導入・実施分は助成の対象外となりますので、助成を希望される場合は計画的な導入を行って下さい。

### 2. 助成事業一覧

助成事業	概要	
ドライブレコーダー	事業内容	別に定める対象車載器の導入について、装置の機能に応じた助成金を交付します。(国補助金との併用は不可)
	申請期間	申請期間：令和6.7.1～令和6.12.20 実績報告期限：令和7.2.21
	対象機器・装置	全日本トラック協会が標準型、運行管理連携型に指定した機器
安全装置等	助成金額	標準型：機器価格(税抜)の1/2(上限5万円/台) 運行管理連携型：機器価格(税抜)の1/2(上限1万円/台)
	事業内容	別に定める対象機器の導入について、助成を行います。(国補助金との併用は不可)
	申請期間	申請期間：令和6.7.1～令和6.12.20 実績報告期限：令和7.2.21
	対象機器・装置	①後方視野確認支援装置 ②側方視野確認支援装置 ③側方衝突監視警報装置 ④アルコールインターロック ⑤I T点呼に使用するアルコール検知器 ⑥トルクレンチ ⑦自動点呼機器
安全装置等	助成金額	①②④⑤：機器価格(税抜)の1/2(上限2万円/台) ③機器価格(税抜)の1/2(上限10万円) ⑥取得価格(税抜)の1/2(上限3万円) ⑦導入費用(周辺機器、セットアップ費用及び契約期間中のサービス利用料を含む)(上限10万円)
	その他条件等	*②③は、車両総重量7.5トン以上の事業用トラックに装着した場合に限る。 *③をトラクタ・トレーラに装着する場合は、トラクタの第5輪荷重が8.5トン以上のものに限る。 *⑤は、I T点呼に使用するアルコール検知器については、Gマーク取得事業所に限る。 *⑥は、600N・m以上の締め付け能力を有するもの1事業所1台 ⑦は、1事業者1台ただしGマーク取得事業者は2台
アルコール検知器	事業内容	アルコール検知器の導入について、助成を行います。
	申請期間	申請期間：令和6.7.1～令和6.12.20 実績報告期限：令和7.2.21
	対象機器・装置	全ての機器が対象 *協会では特定の機種を指定や推薦することはありません
	助成金額	機器価格(税抜)の1/2(上限2万円/台)
血圧計	その他条件等	*Gマーク事業所におけるI T点呼に使用するアルコール検知器については、安全装置として助成を行います。 *来年度以降の助成事業継続が未定の為、今年度中の導入を促進します
	事業内容	血圧計を導入した場合、助成金を交付します。*助成対象機器等については全ト協基準に準じます。
	申請期間	申請期間：令和6.7.1～令和6.12.20 実績報告期限：令和7.2.21
SASスクリーニング検査	助成金額	1台あたり装置の取得価格の2分の1(上限5万円/台)
	事業内容	指定する検査・医療機関で健康保険適用外である第1次検査および第2次検査を受検する際、助成金を交付します。
	申請期間	申請期間：令和6.7.1～令和6.12.20 実績報告期限：令和7.2.21
安全運転研修(ドライバー等安全教育訓練促進)	助成金額	第1次検査および第2次検査の合計費用の半額(上限2,500円/人)
	事業内容	指定研修施設にドライバー等を派遣し、安全運転教育(研修)を受講させた場合、助成を行います。
	助成金額	研修費(宿泊費等)の全額又は一部及び交通費(離島地区外5千円、離島地区1万円) ①一般運転者・初任運転者・指導監督者研修(1泊2日)：55,440円(受講料の全額)+交通費 ②一般・初任ドライバー研修(2泊3日)：53,900円(受講料77,000円の7割)+交通費 ⇒全ト協特別研修 ③添乗・指導管理者研修(2泊3日)：53,900円(受講料77,000円の7割)+交通費 ⇒全ト協特別研修 *受講料に対する助成金は研修実施機関へ直接交付 *②③について、Gマーク取得事業所の場合は受講料の全額助成(77,000円)
	助成上限	研修1回あたり1事業者2名まで
初任運転者特別指導講習会	事業内容	協会が開催する指定研修にドライバー等を派遣し、安全運転研修を受講させた場合、助成を行います。
	対象	特別指導教育(初任)の対象者
	助成金額	研修費の全額 年10回
高齢運転者安全運転研修	事業内容	協会が開催する指定研修にドライバー等を派遣し、安全運転研修を受講させた場合、助成を行います。
	対象	60才以上の方を対象としたカリキュラムとなります。*適齢運転者に対する特別指導には該当しません。
	助成金額	研修費の全額 *適齢診断を受診することが出来ます。 *講習受講料に対する助成金は研修実施機関へ直接交付
	助成上限	研修1回あたり1事業者2名まで
健康診断受診促進	事業内容	会員がその事業用自動車の運転者に対し、健康診断を受診させた場合、助成を行います。 *助成対象者は事業用自動車の運転者に選任された者のみで、その他従業員等は助成対象ではありません。
	申請期間	申請期間：令和6.7.1～令和7.2.21 ※令和6年4月以降の受診が助成対象です。
	助成上限	車両数の1.2倍まで
	助成金額	運転者1名につき1,500円
安全性評価事業認定促進	事業内容	安全性優良事業所の認定を受けた会員事業者に対し、ステッカーを助成(交付)します。
	申請期間	申請期間：認定公表から2週間以内
運転記録証明書取得促進	事業内容	会員がその事業用自動車の選任運転者及び新規採用者に係る運転記録証明書を取得した場合、助成を行います。
	申請期間	申請期間：令和6.4.1～令和7.3.19
	助成上限	当該事業所(県内営業所)に所属する事業用自動車の選任運転者及び採用運転者 助成金額 運転者1名につき670円

助成事業		概要
適性診断 (特定)	事業内容	適性診断(特定)の受診料の一部を助成します。
	申請期間	申請期間: 令和 6.4.1~令和 7.3.19
	対象診断	①初任診断 ②適齢診断
	助成金額	3,800 円 * 助成金は診断実施機関へ直接交付
適性診断機器 (一般)	事業内容	別に定める指定適性診断機器を導入する場合、導入費用の一部を助成します。
	申請期間	申請期間: 令和 6.7.1~令和 6.12.20 実績報告期限: 令和 7.2.21
	助成上限	1 台まで
	助成金額	指定機器 1 台につき 20 万円
環境対応車	実施主体	①CNGトラック ②ハイブリッドトラック: 協調(県ト協、国、全ト協)
	事業内容	環境対応車を導入する際、種別に応じて、助成を行います。
	申請期間(県ト協)	申請期間: 令和 6.7.1~令和 6.12.20 実績報告期限: 令和 7.2.21
	対象	①CNGトラック ②ハイブリッドトラック ③電気自動車 ④燃料電池自動車 * 令和 6.4.1~令和 7.2.21 までに導入(支払)が完了するもの
	助成上限	1 事業者 1 両まで
助成金額	①CNGトラック ②ハイブリッドトラック ③電気自動車 ④燃料電池自動車 ※お問合せ下さい。	
アイドリング ストップ 支援機器	事業内容	別に定める対象機器の導入について、装置の機能に応じた助成金を交付します。
	申請期間	申請期間: 令和 6.7.1~令和 6.12.20 実績報告期限: 令和 7.2.21
	対象機器・装置	①蓄熱マット ②エアヒータ ③車載バッテリー式冷房装置
	助成金額	①蓄熱マット: 5,000 円 (全額: 県ト協) ②エアヒータ: 機器価格の 1/2 * 上限 6 万円 (全額: 全ト協) ③車載バッテリー式冷房装置: 機器価格の 1/2 * 上限 6 万円 (全額: 全ト協)
グリーン経営 認証促進	事業内容	グリーン経営認証制度において、認証・登録又は更新に要した費用のうち一部を助成します。
	申請期間	申請期間: 令和 6.7.1~令和 6.12.20 実績報告期限: 令和 7.2.21
	助成金額	新規 7 万円、更新 5 万円 * 費用の合計が各助成額に満たないときはその金額まで
信用保証料	事業内容	セーフティーネット関連の信用保証協会融資にかかる保証料について、助成を行います。
	申請期間	申請期間: 令和 6.7.1~令和 6.12.20 実績報告期限: 令和 7.2.21
	助成金額	保証料の 1/2 (県ト協: 1/4 全ト協: 1/4) ※ 年度一事業者あたり上限 20 万円
免許等取得	事業内容	会員がその従業員に対し、各種免許等を取得させる場合、助成を行います。
	申請期間等	申請期間: 令和 6.7.1~令和 7.1.31 実績報告期限: 令和 7.2.21
	助成金額	準中型新規: 4 万円、準中型限定解除: 2 万 5 千円、特例教習: 受講費用(税抜)の 1/3(上限 10 万円)、 大型・中型・けん引: 取得費用(税抜)の 1/2(上限: 大型 15 万円、中型・けん引 10 万円) フォークリフト: 31 時間・35 時間講習 1 万円、11 時間・15 時間講習 5 千円
	その他条件等	協会指定研修の受講(特例教習、フォークリフトを除く)
中小企業大学校	事業内容	会員がその従業員等に対象となる中小企業大学校講座を受講させた場合、助成を行います。
	申請期間	申請期間: 令和 6.7.1~令和 6.12.20 実績報告期限: 令和 7.2.21
	助成金額	受講料の 2/3 (県ト協 1/3・全ト協 1/3)
働きやすい職場 認証取得促進	事業内容	働きやすい職場認証制度において、新規認証取得又は認証継続にかかる費用のうち一部を助成します。
	申請期間	申請期間: 令和 6.7.1~令和 6.12.20 実績報告期限: 令和 7.2.21
	助成金額	新規 3 万円、継続 2 万円 * 費用の合計が各助成額に満たないときはその金額まで
運行管理者 一般講習	事業内容	会員がその運行管理者等に運行管理者講習(一般)を受講させた場合、助成を行います。
	助成金額	受講者 1 名につき 3,200 円

令和 6 年度近代化基金推薦融資申込公募の実施について

- 公募期間  
令和 6 年 4 月 1 日~令和 7 年 2 月 28 日(期日厳守)  
\* 融資対象は、令和 6 年度(令和 6 年 4 月 1 日~令和 7 年 3 月 31 日)に投資されるものに限りです。
  - 公募融資総枠: 6 億円
  - 融資限度額: 各融資制度において、それぞれ定めます。
  - 融資利率: 商工中金所定の利率
  - 融資推薦対象者: 会員事業者及び協同組合等であり、商工中金と取引資格があるもの。
  - 取扱金融機関: 商工中金(長崎支店、佐世保支店)及び商工中金の代理店である信用組合
  - 融資対象資金について: 消費税は対象となりますが、その他の税金、登録費用、保険料等は対象外です。
  - 各融資制度の詳細は下表にてご確認ください。
- \* 協会HP (<http://www.nata.or.jp>) の助成事業ページにて申込書のダウンロードが可能です。

一般融資	ポスト新長期融資
①融資対象事業 ・物流施設・福利厚生施設の整備に要する資金 ・事務機器の購入、設備の補修・改修に要する資金 ・荷役機械購入に要する資金 ・車両購入及び架装に要する資金 ※運転資金は対象外です ②融資推薦限度額 ・会員事業者: 2,000 万円 ・協同組合: 4,000 万円(一事業者あたり 2,000 万円) ※再融資の際、融資限度額から既往の融資残高を控除した額の範囲内での推薦となります。 ③利子補給率: 0.5% ④償還期間: 10 年以内(車両は 5 年以内とする) ⑤必要な添付書類: 見積書原本等(施設の場合は、別途平面図・見取図等)	①融資対象事業 ポスト新長期規制車導入に要する資金(代替を伴う必要はありません) ②融資推薦限度額 ・会員事業者: 4,000 万円 ・協同組合: 4,000 万円(一事業者あたり 2,000 万円) ※再融資の際、融資限度額から既往の融資残高を控除した額の範囲内での推薦となります。ただし、NOx 融資(受付終了)の残高を引継ぎます。 ③利子補給率: 0.5% ④償還期間: 5 年以内 ⑤必要な添付書類: 見積書原本等

- その他: 制度利用にあたり様々な注意点がありますので、必ず申込み前に協会までご相談下さい。

## 適性診断（初任・適齢）及び安全運転研修について

令和6年度に実施する適性診断（初任・適齢）及び安全運転研修（講習）は下記のとおりです。

お申込については直接各実施機関へ行って下さい。

講習の受講料は無料（協会が全額助成）となりますが、各講習会の受講者数に制限がありますのでご注意ください。

### 【適性診断（初任・適齢）】 \*開催予定表 A

- ①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校東長崎事務所（長崎県トラック協会研修会館）
- ②診断日：毎月（2月,3月を除く）※開催予定表 A 参照
- ③備考：特定の運転者（新たに運転者として選任した者、65才以上の運転者）が対象となる適性診断

### 【初任運転者向け】

#### ・初任運転者特別指導講習会 \*開催予定表 B

- ①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校東長崎事務所（長崎県トラック協会研修会館）
- ②講習日程：2日間（年10回開催予定）
- ③備考：指導監督指針内容（12項目15時間）による座学（一部実車を用いた内容含む）での講習

#### ・安全運転研修（初任運転者コース） \*開催予定表 D

- ①開催場所・講習実施機関：おんが自動車学校（福岡県）
- ②講習日程：2日間（年5回開催予定）
- ③備考：指導監督指針内容（12項目15時間）及び安全確保に資する内容を含む実技を中心とした講習

### 【一般運転者向け】 \*開催予定表 D

#### ・安全運転研修（一般運転者コース）

- ①開催場所・講習実施機関：おんが自動車学校（福岡県）
- ②講習日程：2日間（年5回開催予定）
- ③備考：指導監督指針内容（12項目）及びより安全確保に資する内容を含む実技を中心とした講習

### 【高齢運転者向け】 \*開催予定表 C

#### ・高齢運転者安全運転研修

- ①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校（西海市）
- ②講習日程：1日間（年1回開催予定）
- ③備考：高齢運転者における安全運転意識向上及び運転技術の改善を図るための講習

※おんが自動車学校で開催する研修では、一部内容が初任運転者、一般運転者の同時受講となります。

### 開催予定表

診断・講習種類		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
長崎開催	A 適性診断（初任・適齢）	23・24	22	25・26	10	20・21	18	1・2	20	9・10	15
	B (新西海)初任運転者特別指導講習会	25~26	23~24	27~28	11~12	22~23	19~20	3~4	21~22	11~12	16~17
	C 高齢運転者安全運転研修						11				
福岡開催	D (おんが)一般・初任運転者貨物運転者研修		25~26		6~7		14~15	19~20			25~26
	全ト協指 一般・初任運転者	13~15		22~24					16~18		18~20
	添乗・指導管理者		18~20		20~22						
	一般・事故再発防止							26~28			

※行事等により日程が変更となる場合があります。 ※全ト協指定コースについての詳細は協会へお問合せ下さい。

#### お問合せ先

長崎県トラック協会（担当：佐藤・川浪）：TEL 095-838-2281 / FAX 095-839-8508  
 新西海自動車学校（担当：横坂・植田）：TEL 0959-27-0136 / FAX 0959-27-1778  
 おんが自動車学校（担当：江頭・山口）：TEL 093-293-2359 / FAX 093-293-2427



# 申 込 書

## (適性診断・初任運転者特別指導講習)

( 受 付 済 印 )

申込日 令和 年 月 日

(フリガナ)  
事業所名 (営業所名) \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_

事業所住所 \_\_\_\_\_

申込責任者名 \_\_\_\_\_

連絡先 (TEL) \_\_\_\_\_ ※ (FAX) \_\_\_\_\_

※受付完了後に「受付済」の印を押して返信 FAX をしますので必ずご記入下さい。

	フリガナ 受講者氏名	適性診断 (診断種類に☑) 受診日を記入)	初任講習 (受講日を記入)	☆適性診断受診日時 (自動車学校記入欄)
	生年月日 (年齢)			
1	昭和・平成 年 月 日 ( 歳 )	<input type="checkbox"/> 初任 <input type="checkbox"/> 適齢 ( 月 日 )  <input type="checkbox"/> 受診しない	<input type="checkbox"/> 受講する ( 月 日 ~ 月 日 )  <input type="checkbox"/> 受講しない	月 日  時 分開始
2	昭和・平成 年 月 日 ( 歳 )	<input type="checkbox"/> 初任 <input type="checkbox"/> 適齢 ( 月 日 )  <input type="checkbox"/> 受診しない	<input type="checkbox"/> 受講する ( 月 日 ~ 月 日 )  <input type="checkbox"/> 受講しない	月 日  時 分開始
3	昭和・平成 年 月 日 ( 歳 )	<input type="checkbox"/> 初任 <input type="checkbox"/> 適齢 ( 月 日 )  <input type="checkbox"/> 受診しない	<input type="checkbox"/> 受講する ( 月 日 ~ 月 日 )  <input type="checkbox"/> 受講しない	月 日  時 分開始

**【実施場所】** 長崎県トラック協会研修会館 (新西海自動車学校東長崎事務所)  
所在地:長崎市松原町2651-3

**【適性診断お申し込みの方】**

- ※「受診日時」は原則として申込順に自動車学校が決定し通知いたします。
- ※開始時間 10 分前にはお越しください。尚、時間に遅れた場合は受診できません。(受診時間は約 2 時間)
- 持参品 ①運転免許証 ②受診料金 事業所負担 1,000 円 (残りは県トラック協会の助成となります)

**【初任講習お申し込みの方】**

- 受付時間 8:30~ 9:00
- 講習時間 9:00~17:30
- 持参品 筆記用具、ヘルメット及び手袋 (2日目のみ必要)
- その他 ・昼食(弁当)を希望される方は当日に受付いたします。  
・申込期限は、開催日2日前 (ただし、定員になり次第締め切りとなります)

☆ウイルス感染対策については各人でマスク着用等行って下さい。

申 込 先  
**新西海自動車学校**  
※実施場所ではありませんのでお間違いないようお願いいたします

西海市西彼町上岳郷1238-3  
TEL 0959-27-0136

**FAX 送信先 0959-27-1778**

# 貨物自動車ドライバー等安全運転研修 申込書

【ドライビングアカデミーONGA（おんが自動車学校）用】

公益社団法人 長崎県トラック協会長 殿

会社住所	〒 -		
会社名称			
営業所名			
代表者名			
担当者名		担当者携帯	
連絡先	TEL	FAX	

弊社(店)従業員に対する安全運転研修を下記のとおり計画いたしましたので、申込書を提出致します。

1. 希望コース (希望するコースを1つ選び、選択欄に ○ 印を付けてください。研修日程は同じです。)

No.	研修内容	選択欄(○印)
1	一般運転者研修 2日(13時間)	
2	初任運転者研修 2日(15時間)	

2. 受講者及び研修コース

①希望研修コースは、上記1の研修No.を記入してください。

②受講者の日当交通費等については、助成の対象とはなっておりません。

フリガナ 受講者氏名	性別	年齢	生年月日	採用 年月日	希望研修コース		初任診断(希望者) 別途診断料が必要です
					研修No.	講習日	
	男		年	年			希望する・しない 指導要領：要・不要
	女	歳	月 日	月 日			
	男		年	年			希望する・しない 指導要領：要・不要
	女	歳	月 日	月 日			

※交通費助成申請 該当地区に、印をつけてください。

離島地区外：5千円

離島地区（五島、上五島、壱岐、対馬）：1万円

【注意】

※ 研修1回あたり1事業者2名まで

※ 受講料（55,440円）に係る助成金は協会から研修機関へ、交通費助成は会員へ交付します。

※ 研修受講後は、速やかに実績報告書を提出して下さい。

※ お申し込みは、当申込書を講習日の10日前までに、下記の研修施設へFAXで提出してください。

・ **ドライビングアカデミーONGA（おんが自動車学校）FAX 093-293-2427**

※ 研修のご案内は、研修日の1週間前（前週の金曜日）にFAXにてお送りいたします。

※初任診断で指導要領（管理者用）が必要な場合は別途、発行料金（200円）をいただきます。

○事務処理欄（記入しないでください。）

受付印

--

今になって改めて思い返すと、私が物流業界に足を踏み入れてから、今年で32年の年月が経っていた。そのうち、約3年は学生アルバイトとしてではあったが・・・

当時は、バブル崩壊後の就職氷河期であり、就職活動も大変な時期であったが、とにかく就職口を得ることが出来て、安堵したことを覚えている。

学校を卒業して地元の物流会社に就職し、新人の事務員として勤め始めて、まず感じたことは、「運送会社はとにかく大変だ!」ということに尽きた。

職業選択が正しかったのかどうかと思い、悩む時期もあったが、目先の仕事に追われながら、あれよあれよという間に月日が過ぎた。

今でこそ「安全が最優先」などと澄ました顔をしているが、二十代前半当時の私が、現在の私の姿を見れば間違いなく吹き出しているに違いない。

もちろん、決して安全を疎かにしていたわけではないが、当時とにかく目の前に迫り来る仕事を無事に完了させること、何事もなく一日が終わればそれでいい、一刻も早く帰って眠りたい、といった場当たり的な考えに終始していたし、安全軽視だと言われても反論の余地は無かったと思う。

そんな日々ズルズルと過ごしながら、安全に対する意識というものとは短期で身に付いたわけではなく、長い年月で本当に少しずつじわじわと考えるようになってきた。

様々な現場で作業に加わったり、事故を体験し、処理したり、お客様からお叱りを受けて苦い思いをしたり、そんなことを何年も積み重ねていくうちに、本当に少しずつではあるが、安全の大切さを認識し始めたように感じる。

こんなことを、さも偉そうに書いてはいるが、まだまだ私は安全意識に甘さがあるだろうと思っている。今だって決してドヤ顔をするような資格は全く無いのである。

そんな中でも、ここ最近・・・といっても2～3年ほど前であろうか、思わず見入ってしまった、というか、心に焼きついた出来事があった。

それは、私が現在勤務している物流会社のメインの取引先であり、グループ会社の中核会社の事務所に貼られていた、とあるポスターを目にした時である。そのポスターにはこう書かれて

ていた。

「(A)あたりまえのことを、(B)バカにしないで、(C)ちゃんとやろう。」「君の心にA・B・Cはあるか?」

といった問いかける内容が書かれていて、若いドライバーが跪いて前輪に輪留めをしようとしている写真も添えられていた。

まさに心にズバリと食い込む、いわばキャッチコピーとでも言えば良いのだろうか?とにかく印象的なポスターだった。

あたりまえのことをバカにしないでちゃんとやろう・・・

今までの自分はちゃんとやってきたのだろうか?現在の自分は、果たしてちゃんとやれているのだろうか?そんな思いがしばらくの間、頭の中をぐるぐる回り続けた。

あたりまえのことといっても、我々の仕事の場面においては極めて沢山の「あたりまえのこと」が存在している。

タイヤに輪留めをする、運転前に車両の周囲を一回りする、バック時は下車確認をする、指差呼称を徹底する、など、一つ一つ挙げていけばキリがない。

でも、この「あたりまえ」を一つでも疎かにすると事故が起こってしまうということを、今更ながら改めて痛感するのである。

そういう私も全く完璧ではない。それどころか、いい加減で、欠点だらけ、模範的なところはいくら探しても見付からないような人間である。そんな私でも、ハンドルを握る者・・・これは職業ドライ

バーだけでなく、全ての運転者にとって、そして自分自身に言い聞かせる意味でも、最も心掛けなければならないことの一つとして、また、ハンドルを握る者の責務として、「あたりまえのことをバカにしないでちゃんとやろう」を最初に挙げたいのである。

信号を守る、法定速度を守る、適正な車間距離を保つ、歩行者保護に努める、などなど・・・

日常における、ごく普通の運転の際にも意識するべき「あたりまえのこと」が沢山ある筈である。

そして、「あたりまえ」の一つ一つを大切に、続けていくことが結果的に安全運転を心がける形となり、それが無事故に繋がり、最終的には「あたりまえの幸せな生活」が実現していくのでは無いかと考えるのである。

## ドライバー体験記

### 「あたりまえ」の大切さ

(新潟) 上越運送(株)

近藤 正道





## 令和6年度（第75回）全国労働衛生週間の実施について

標記の件について、長崎労働局より陸災防長崎県支部に周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

長労発基0801第4号

令和6年8月1日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

長崎県支部長 殿

長崎労働局長

## 令和6年度（第75回）全国労働衛生週間の実施について

労働行政の推進につきましては、日頃から格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第75回を迎え、国民の労働衛生意識の高揚及び事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきました。

本年度は、

### 推してます みんな笑顔の 健康職場

をスローガンに、別添の「令和6年度全国労働衛生週間実施要綱」に基づき、9月1日から同月30日までを準備期間、10月1日から同月7日までを本週間として実施されます。

つきましては、この全国労働衛生週間の趣旨をご理解いただき、貴団体等の関係者に対する周知等につきまして格別のご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(別添)

令和6年度全国労働衛生週間実施要綱

1 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第75回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況については、高齢化の進行により、一般健康診断の有所見率が上昇を続けているほか、何らかの疾病を抱えながら働いている労働者が増加するとともに、女性の就業率が上昇し、働く女性の健康問題への対応も課題となっている。このほか、業務上疾病は引き続き高い発生件数で推移しており、熱中症や腰痛など、気候変動、高齢化等の要因による業務上疾病の発生が増加している傾向にある。こうした労働環境を取り巻く変化に対応し、あらゆる労働者が健康に働き続けるためには、職場における健康管理はもとより、女性の健康への対応、治療と仕事の両立支援、高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりの推進が重要である。

また、過労死等事案の労災認定件数は、令和5年度には1,089件となっており、引き続き過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策の推進が必要である。このうち、特に精神障害による労災認定件数は令和5年度には883件と過去最多となっており、メンタルヘルス対策をさらに強化していく必要がある。

さらに、労働者の健康確保において、産業医の選任義務のない小規模事業場における体制確保や取組の推進が大きな課題となっている。これらの事業場は全体の96%を占めており、小規模事業場における健康確保対策の推進が重要である。

化学物質による休業4日以上の労働災害は、450件程度で推移し、特定化学物質障害予防規則等の特別規則の規制の対象となっていない物質を起因とするものが全体の8割を占めている。また、化学物質等による重大な発症性の職業性疾病も後も絶たない。このため、厚生労働省では、従来、特別規則の対象となっていない化学物質への対策を強化するため、国が行う化学製品の危険性・有害性の分類（GHS分類）で危険性・有害性が区分されている物質全てについて、事業者が自ら行ったリスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止のために「請ずべき措置を適切に実施する制度を導入した。この仕組みを実効あるものとするため、ばく露の上限となる濃度基準値の設定、危険性・有害性に関する情報伝達の仕組みの整備・拡充を行うための所要の法令改正等を順次、行っているところである。

また、職業がんの労災補償の新規支給決定者は、石綿による中皮腫・肺がんを中心に年間約1,000人にも及ぶところ、石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数現存している。その解体工事が2030年頃をピークとして、増加が見込まれる中、解体・改修前に義務付けられている石綿の有無に関する事前調

査や石綿の発散防止措置が適切に講じられていない事例が散見されたことを踏まえ、一定の建築物や工作物などの解体・改修工事については、資格者による事前調査や、石綿事前調査結果報告システムを用いた報告の義務化など、石綿によるばく露防止対策の強化を進めている。

このような状況を踏まえ、第14次労働災害防止計画（以下、「14次防」という。）において、令和5年度より「自発的に安全衛生対策に取り組みするための意識啓発」や「労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」、「労働者の健康確保対策の推進」、「化学物質等による健康障害防止対策の推進」等合計8つの重点を定め、労働災害防止対策を進めている。

加えて、「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」報告書で提言された個人事業者等の過重労働、メンタルヘルス、健康確保等の対策をもとに、労働政策審議会安全衛生分科会での議論を経て、個人事業者等が健康に就業するために、個人事業者等が自身で行うべき事項、個人事業者等に仕事を注文する注文者等が行うべき事項や配慮すべき事項等を周知し、それぞれの立場での自主的な取組の実施を促す目的で、「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」を策定し、取組を進めている。

こうした背景を踏まえ、今年度は、「推してまず みんな笑顔の健康職場」をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

2 スローガン

推してまず みんな笑顔の健康職場

3 期間

10月1日から10月7日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間とする。

4 主催者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

5 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会



## 6 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

## 7 実施者

各事業場

## 8 主催者、協賛者の実施事項

以下の取組を実施する。

- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

## 9 協力者への依頼

主催者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

## 10 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

- (1) 全国労働衛生週間中に実施する事項
  - ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
  - イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
  - ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
  - エ 有害物の漏えいによる事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
  - オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施
- (2) 準備期間中に実施する事項
 

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

  - ア 重点事項
    - (ア) 過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項
      - a 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び勤務間インターバル制度の導入など労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

## フ・バランス）の推進

b 事業者による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明

c 労働安全衛生法に基づく労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底

d 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底

e 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

(イ)「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項

a 事業者によるメンタルヘルスクエアを積極的に推進する旨の表明

b 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善

c 4つのメンタルヘルスクエア（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する教育研修・情報提供

d 労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備

e ストレスチェック制度の適切な実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組

f 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施

g 「自殺予防週間」（9月10日～9月16日）等をとらえた職場におけるメンタルヘルス対策への積極的な取組の実施

h 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する支援の活用

(ウ) 転倒・腰痛災害の予防に関する事項

a 事業者による労働災害防止対策に積極的に取り組む旨の表明

b 身体機能の低下等による労働災害の発生を考慮したリスクアセスメントの実施

c 高齢労働者が安全に働き続けることができるよう、「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）を踏まえ事業場の実情に応じた施設、設備、装置等の改善及び体力の低下等の高齢労働者の特性を考慮した、作業内容等の見直し

d 労働安全衛生法に基づく雇入時及び定期の健康診断の確実な実施と、労働者の気付きを促すための体力チェックの活用

e 若年期からの身体機能の維持向上のための取組の実施

- f 小売業及び介護施設の企業等関係者による「協議会」を通じた転倒・腰痛災害等の予防活動の機運の醸成・企業における取組の推進
- g ストレッチを中心とした転倒・腰痛予防体操（例：いきいき健康体操）の実施
- h 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛の予防対策の推進
  - (a) リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施
  - (b) 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育（雇入れ時教育を含む。）の実施
  - (c) 介護・看護作業における身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）や介護機器等の導入の促進
  - (d) 陸上貨物運送事業における自動化や省力化による人への負担の軽減

(エ) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項

- a 中小規模事業場を中心とした特定化学物質障害予防規則等の特別規則の遵守の徹底（非製造業種を含む。）、金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の推進
- b 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付等の徹底及びユーザーが購入した際のラベル表示・SDS交付等の状況の確認
- c SDS等により把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくリスク低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施
- d ラベル・SDSの内容やリスクアセスメントの結果に関する労働者に対する教育の実施
- e 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
- f 皮膚接触や眼への飛散による葉傷等や皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取扱上の注意事項の確認
- g 特殊健康診断等による健康管理の徹底
- h 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底
  - (オ) 石綿による健康障害防止対策に関する事項
    - a 建築物等の解体・改修工事における石綿ばく露防止対策の徹底及びこれら対策の実施に対する発注者による配慮の推進
      - (a) 有資格者による事前調査の実施、事前調査結果の揭示及び備え付けの徹底
      - (b) 労働基準監督署に対する届出の徹底
      - (c) 隔離・湿潤化の徹底

- (d) 呼吸用保護具等の使用の徹底及び適正な使用の推進
- (e) 作業後等の労働者の洗身や工具等の付着物の除去の徹底
- (f) 石綿作業主任者の選任及び職務遂行の徹底
- (g) 健康診断の実施の徹底及び離職後の健康管理の推進
- (h) 作業実施状況の写真等による記録の徹底
  - b 吹付け石綿等の損傷、劣化等により、労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における吹付け石綿、石綿含有保温材等の除去、封じ込め等の徹底（賞与建築物等の場合において賞与者等に措置の実施を確認し、又は求めることを含む。）
    - (a) 労働者が就業する建築物における石綿含有建材の使用状況の把握
    - (b) 封じ込め、囲い込みがなされていない吹付け材、保温材等の石綿使用の有無の調査
    - (c) 建材の損傷、劣化等の状況に関する必要な頻度の点検の実施
    - (d) 建材の損傷、劣化等の状況を踏まえた必要な除去等の実施
    - (e) 設備の点検、補修等の作業を外注する場合における、吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷、劣化等の状況に関する当該設備業者等への情報提供の実施
  - c 石綿にばく露するおそれがある建築物等において労働者を設備の点検、補修等の作業等に臨時で就業させる場合の労働者の石綿ばく露防止
    - (a) 労働者を臨時に就業させる建築物等における吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷、劣化等の状況に関する当該業務の発注者からの情報収集の実施
      - (b) 労働者が石綿にばく露するおそれがある場合（不明な場合を含む。）における労働者の呼吸用保護具等の使用の徹底
      - d 禁止前から使用している石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における労働者の石綿ばく露防止対策の徹底
        - (a) 工業製品等における石綿含有製品等の把握
        - (b) 石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における呼吸用保護具等の使用等
- (カ)「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策に関する事項
  - a 各事業場における現状把握と、それを踏まえ決定する実情に応じた適切な受動喫煙防止対策の実施
  - b 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施
  - c 支援制度（専門家による技術的な相談支援、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用
- (キ)「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づく治療と

- 仕事の両立支援対策の推進に関する事項
- a 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
  - b 研修等による両立支援に関する意識啓発
  - c 相談窓口等の明確化
  - d 両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備
  - e 両立支援コーナーの活用
  - f 産業保健総合支援センターによる支援の活用
- (ク)「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の推進等に関する事項
- a 暑さ指数 (WBGT) の把握とその値に応じた熱中症予防対策を実施すること
  - b 作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うこと
  - c 糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮をおこなうこと
  - d 本年夏季に実施した各熱中症予防対策の取組に関する確認
- (ケ)「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進に関する事項
- a 「自宅等においてテレワークを行う際の作業環境の確保及び改善
  - リスト【労働者用】」を活用した作業環境の確保及び改善
  - b 「テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト【事業者用】」を活用した労働者の心身の健康確保
- (コ) 小規模事業場における産業保健活動の充実に関する事項
- a 産業医、産業保健師等の活用による産業保健活動の充実
  - b 一般健康診断結果に基づく事後措置の徹底
  - c ストレスチェックの実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組の推進
  - d 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
  - e 中小企業における団体経由産業保健活動推進助成金の活用
- (カ) 女性の健康課題の理解促進に関する事項
- a 女性の健康課題に関する健康教育や相談体制の整備等の取組の実施
  - b 産業保健総合支援センターにおける事業者や人事労務担当者、産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修の受講
  - c 産業保健総合支援センターにおける女性の健康課題に関する相談窓口の活用
- イ 労働衛生3管理の推進等
- (ア) 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化に関する事項
- a 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
  - b 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化
  - c 衛生委員会の開催と必要な事項の調査審議
  - d 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
  - e 現場管理者の職務権限の確立
  - f 労働衛生管理に関する規程の点検、整備、充実
- (イ) 作業環境管理の推進に関する事項
- a 有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善
  - b 局所排気装置等の適正な設置、稼働、検査及び点検の実施の徹底
  - c 事務所や作業場における清潔保持
  - d 換気、採光、照度、便所等の状態の点検及び改善
- (ウ) 作業管理の推進に関する事項
- a 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
  - b 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
  - c 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底
- (エ)「職場の健康診断実施強化月間」(9月1日～9月30日)を契機とした健康管理の推進に関する事項
- a 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
  - b 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
  - c 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
  - d 健康保険法に基づく医療保険者が行う保健事業との連携
- (オ) 労働衛生教育の推進に関する事項
- a 雇入れ時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底
  - b 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施
- (カ)「事業場における労働者の健康保持増進の指針」等に基づく心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施に関する事項
- (キ) 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進に関する事項
- (ク)「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に基づく副業・兼業を行う労働者の健康確保対策の推進に関する事項
- (ケ)「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」に基づく個人事業者等が健康

- に就業するための取組の推進に関する事項
- a 健康管理に関する意識の向上等個人事業者等が自身で実施する事項の推進
  - b 個人事業者等への安全衛生教育や健康診断に関する情報の提供等注文者等が実施する事項の推進
- ウ 作業の特性に応じた事項
- (ア) 粉じん障害防止対策の徹底に関する事項
    - a 「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」(9月1日～9月30日)を契機とした「第10次粉じん障害防止総合対策」に基づく取組の推進
    - (a) 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底
    - (b) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
    - (c) じん肺健康診断の着実な実施
    - (d) 離職後の健康管理の推進
    - (e) その他地域の実情に即した事項
  - b 改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進
  - (イ) 電離放射線障害防止対策の徹底に関する事項
  - (ウ) 「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく騒音障害防止対策の徹底に関する事項
    - a 騒音健康診断の実施
    - b 聴覚保護具の使用
    - c 騒音障害防止対策の管理者の選任
  - (エ) 「振動障害総合対策要綱」に基づく振動障害防止対策の徹底に関する事項
  - (オ) 「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に基づく情報機器作業における労働衛生管理対策の推進に関する事項
    - (カ) 酸素欠乏症等の防止対策の推進に関する事項
      - a 酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底
      - b 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底
    - (キ) 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒防止のための換気等に関する事項
- エ 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進
- (ア) 東京電力福島第一原子力発電所における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底に関する事項
  - (イ) 「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について」(平成24年8月10日付け基発0810第1号)に基づく東京電力福島第一原子力発電所における事故の教訓を踏まえた対応の徹底に関する事項
- オ 業務請負他者に作業を行わせる場合の対策
- a 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
  - b その他請負人等が安全衛生に係る事項を円滑に実施するための配慮

## 「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について

標記の件について、長崎労働局より陸災防長崎県支部に周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

長崎労発基0827第1号  
令和6年8月27日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会  
長崎県支部長 殿

長 崎 労 働 局 長

### 「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について

安全衛生行政の推進につきましては、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）に基づく健康診断の実施、健康診断結果についての医師の意見聴取及びその意見を勘案した就業上の措置（以下「事後措置等」という。）の実施について、改めて徹底するため、平成25年度より全国労働衛生週間準備期間である毎年9月を「職場の健康診断実施強化月間」（以下「強化月間」という。）と位置付け、集中的・重点的な指導を行っているところです。

本年度の強化月間については、下記のとおり強化月間の取組を実施することとしておりますので、趣旨をご理解の上、別添1から別添8のリーフレット等を活用いただき、会員事業場に対する周知等について、特段の御配慮をお願いいたします。

#### 記

##### 1 重点事項

- (1) 健康診断及び事後措置等の実施の徹底
- (2) 健康診断結果の記録の保存の徹底
- (3) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携
- (5) 健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）に基づく保健事業との連携
- (6) 平成30年3月29日付け基安労発0329第2号「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」を踏まえた小規模事業場における地域産業保健センターの活用

##### 2 取組を実施する上での留意点

- (1) 1の(1)については、健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取を徹底してい

ただきたいこと。また、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときに、労働者の実情を考慮して、必要な事後措置を実施していただきたいこと。

さらに1の(3)については、健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対しては、医師又は保健師による保健指導を行うよう努めていただきたいこと。事後措置や保健指導を講ずるに当たっては「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」(平成8年10月1日健康診断結果措置指針公示第1号、平成29年4月14日最終改正)を十分に考慮いただきたいこと。

なお、これらについては、労働者数50人未満の小規模事業場も含む全ての事業場において取り組んでいただく必要があること。

- (2) 1の(4)については、事業者が、高確法第27条第3項の規定により安衛法等に基づく定期健康診断結果を求めた保険者に対して、当該結果のうち特定健康診査に相当する項目を提供することが義務となっている。また、特定健康診査に相当しない項目についても、労働者に同意を得ることにより保険者に対して提供可能であるが、これらを知らないこと等により、中小企業等において、医療保険者への健康診断の結果の情報提供が進んでいないといった指摘がある。一方、こうした情報提供により、コラボヘルス等が推進され、労働者の健康保持増進につながることから、令和5年7月31日付け基発0731第1号保発0731第4号「「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る事業者と保険者の連携・協力事項について」の一部改正について」に基づいた対応を依頼しているところである。

また、1の(5)については、令和3年6月11日に健保法が改正され、令和4年1月より、特定健康診査の対象とならない40歳未満の労働者の定期健康診断結果についても、保険者から求められた場合の提供が事業者には義務付けられている。

以上を踏まえ、定期健康診断の結果の提供の義務について、別添1のリーフレットの活用等により、周知を行っていただきたいこと。

- (3) 1の(6)については、地域産業保健センターにおいて労働者数50人未満の小規模事業場を対象として、健康診断結果についての医師からの意見聴取、保健指導等の支援を行っていることから、小規模事業場への指導等の際は、必要に応じてその利用を勧奨していただきたいこと。また、事業主団体等が傘下の中小企業等に対して産業保健サービスを提供した費用を助成する「団体経由産業保健活動推進助成金」について、事業主団体及び事業者等に周知する際には、リーフレットの活用等(※1)により、その利用を勧奨していただきたいこと。

- (4) 安衛法に基づく各種健康診断の結果報告については、電子申請の利用が可能であることから、別添2のリーフレットの活用等により、その利用を勧奨していただきたいこと。

- (5) 派遣労働者については、健康診断に関する措置義務について、派遣元・派遣先の役割分担がなされているため、以下の事項に留意していただきたいこと。

ア 派遣元事業場による一般健康診断、派遣先事業場による特殊健康診断の実施状況を確認すること。

イ 派遣元事業場においては一般健康診断及び特殊健康診断結果の記録の保存、派遣先事業場においては特殊健康診断結果の記録の保存状況を確認すること。

ウ 派遣労働者に対する一般健康診断の事後措置等の実施については、派遣元事業場にその義務

が課せられているが、派遣先事業場でなければ実施できない事項等もあり、派遣元事業場と派遣先事業場との十分な連携が必要であることから、両事業場の連携が十分でない事案を把握した場合は、十分に連絡調整を行う必要があること。

- (6) 外国人労働者を雇用する事業者等に対して、一般定期健康診断の問診票の外国語版（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、ネパール語、クメール語、ミャンマー語、モンゴル語）（※2）の周知を行っていただきたいこと。

### 3 健康診断以外の産業保健に関する取組の周知・啓発

事業場における産業保健の推進を図るため、重点事項と併せて、以下の取組についても周知・啓発を行っていただきたいこと。

- (1) ストレスチェックの確実な実施、集団分析及びその集団分析結果の活用による職場環境改善の推進

- (2) 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（昭和63年9月1日健康保持増進のための指針公示第1号、令和5年3月31日最終改正）に基づく取組の推進

ア 地域資源の活用については、「地域・職域連携推進ガイドライン」（平成17年3月策定、令和元年9月改訂）に基づく取組

イ 運動の習慣化等による健康保持増進については、スポーツ庁のポスター等（※3）を活用した「体力づくり強調月間」（毎年10月1日～31日）、スポーツの日（毎年10月の第2月曜日）及び「Sport in Life 推進プロジェクト」の周知啓発

- (3) 職場におけるがん検診の推進

ア 健康診断実施時に、事業者や健康診断実施機関等から、がん検診の受診勧奨（※4）

イ 特に、女性従業員に対し、乳がん検診・子宮頸がん検診や婦人科等の定期受診促進について、別添3及び4のリーフレットを活用した周知

ウ 「職域におけるがん検診に関するマニュアル」（平成30年3月策定）を参考にしたがん検診の実施

エ 別添5のリーフレットを活用した、がん対策推進企業アクションの周知

- (4) 女性の健康課題に関する理解の促進

ア 別添6のリーフレットを活用した、産業保健総合支援センターにおける人事労務担当者・産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修及び女性の健康課題に関する相談窓口の周知

イ 企業や働く女性向けに健康管理に関する情報を提供している「働く女性の心とからだの応援サイト」（※5）や「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」（※6）の活用

ウ 別添7の転倒災害防止に向けたリーフレットを活用した骨粗鬆症検診の受診勧奨

- (5) 眼科検診等の実施の推進

ア アイフレイルチェックリスト（※7）や6つのチェックツール（※8）を活用した目のセルフチェックの推進

イ 転倒等の労働災害の原因ともなっている視野狭窄を含む緑内障等の眼科疾患を予防し、早期に発見するため、40歳以上の従業員に対し、別添8のリーフレットを活用した眼科検診（※9）

～11) の周知

(6) 職場における感染症に関する理解と取組の促進

ア 「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」(平成23年5月16日策定、令和4年3月7日最終改訂)に基づく職域での検査機会の確保等

イ 「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン」(平成7年2月20日策定、平成22年4月30日改訂)に基づく取組

ウ 令和4年4月20日付け基安労発0420第1号「従業員に対する風しんの抗体検査の機会の提供について(協力依頼)」等に基づく抗体検査の機会の提供等

(7) 「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」(令和6年5月28日策定)に基づく、個人事業者等による定期的な健康診断の受診、注文者等による健康診断の受診に要する費用の配慮等個人事業者等の健康管理のための取組の周知

(※1) 団体経由産業保健活動推進助成金のご案内(リーフレット)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001255882.pdf>

(※2) 「一般定期健康診断の問診票の外国語版」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/gyousei/anzen/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyousei/anzen/index.html)

(※3) 体力づくり国民運動(「体力づくり強調月間及びスポーツの日」ポスター等)

[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop05/list/1377272.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/list/1377272.htm)

Sport in Life 推進プロジェクト <https://sportinlife.go.jp/>

(※4) がん検診普及啓発ポスター

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000126978.html>

(※5) 働く女性の心とからだの応援サイト

<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/>

(※6) 女性の健康推進室ヘルスケアラボ

<https://w-health.jp/>

(※7) アイフレイルチェックリスト

<https://www.eye-frail.jp/checklist/>

(※8) 6つのチェックツール:

<https://www.eye-frail.jp/checklist/tenken/>

(※9) 眼科検診に関する情報:

<https://www.gankaikai.or.jp/health/43/index.html>

(※10) 眼底検査に関する情報:

<https://www.gankaikai.or.jp/info/detail/kensindaiji.html>

(※11) 緑内障に関する情報:

<https://www.gankaikai.or.jp/info/detail/glaucoma.html>



※※※技能講習情報※※※

技能講習は、下記の機関で行われています。

○フォークリフト技能講習

実施機関名	所在地	電話番号&ホームページ
長崎クレーン学校 (あたご自動車学校)	長崎市	095-824-4910 <a href="http://nagasaki-crane.com/">http://nagasaki-crane.com/</a>
新西海自動車学校	西海市	0959-27-0136 <a href="http://www.shinsaikai.com/fl_koushyuu.html">http://www.shinsaikai.com/fl_koushyuu.html</a>
キャタピラー九州 長崎教習センター	諫早市	0957-25-3735 <a href="http://kyushujpnecat.com/cmot_kyu/index2.html">http://kyushujpnecat.com/cmot_kyu/index2.html</a>
島原フォークリフトスクール (島原自動車学校)	島原市	0957-62-5271 <a href="http://shimabara.co.jp">http://shimabara.co.jp</a>
五島クレーン学校 (五島自動車学校)	五島市	0959-73-5590 <a href="http://gotoo-crane.com">http://gotoo-crane.com</a>

○ショベルローダー等運転技能講習(長崎県内では実施している機関はありません)

実施機関名	所在地	電話番号&ホームページ
陸災防佐賀県支部	佐賀市	0952-30-1601 <a href="http://www.rikusaibou-saga.jp/info.html">http://www.rikusaibou-saga.jp/info.html</a>

○はい作業主任者技能講習等 県内では「長崎クレーン学校」が実施

※その他、長崎クレーン学校で行われている講習 〒850-0945 <http://nagasaki-crane.com/>

フォークリフト
玉掛け
高所作業車
小型移動式クレーン

長崎市星取1丁目1-28  
電話:095-824-4910

※ 陸災防福岡及び陸災防佐賀でも「はい作業講習」が開かれています。  
(福岡 Tel:092-431-1604 佐賀 Tel:0952-30-1601)

※安全衛生教育(現在、長崎県内では実施している機関はありません)

○フォークリフト運転業務従事者安全教育
○作業指揮者講習
○積卸し作業指揮者に対する安全教育

すべて陸災防福岡県支部で行われています

陸災防福岡県支部
092-431-1604
<a href="http://www.rikusaibou-fukuoka.com/">http://www.rikusaibou-fukuoka.com/</a>

まずは、各機関にお問い合わせください

※陸災防長崎県支部は、技能講習を行っていません。

修了証再発行業務も行っていない(受講履歴の問い合わせは可能です)



修了証明書(統合カード)を下記の機関で交付しています。

技能講習修了証明書発行事務局 〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 Tel:03-3452-3371、3372 Fax:03-3452-3349
---

## 陸上貨物運送事業労働災害防止規程の変更について

陸上貨物運送事業労働災害防止規程（以下「陸運災防規程」という。）が、令和6年7月30日付けで変更されました。本稿では、陸運災防規程の内容について、今回の変更の概要を中心に解説します。

### 1 陸上貨物運送事業労働災害防止規程とは

労働災害防止団体法第36条では、労働災害防止団体に対して労働災害防止に関し、機械、器具その他の設備、作業の実施方法等について講ずべき具体的な事項等を定めた労働災害防止規程の設定を義務付けています。

陸運災防規程は、法令で定められた事項だけではなく、ガイドラインなども網羅した構成となっており、この規程を参照すれば陸運業における労働災害防止対策の全体像が分かるようになっています。陸災防の会員事業場は、陸運災防規程を守る義務があり、陸災防本部及び支部において、周知活動を進めています。

### 2 陸運災防規程の構成と今回の変更事項

陸運災防規程の目次を以下に示します。今回条文の変更等があった項目には下線を付しています。

第1章 総則（第1条－第3条）	第5節 コンベヤーによる作業（第60条・第61条）
第2章 安全衛生管理体制等	<u>第6節 手車、手押し車及びロールボックスパレットによる作業（第62条・第62条の2）</u>
第1節 安全衛生管理体制（第4条－第10条）	第7節 はい作業（第63条－第67条）
第2節 自主的な安全衛生活動（第10条の2）	<u>第8節 貨物自動車の運行に付随する作業（第67条の2－第70条）</u>
第3章 安全衛生教育	第9節 交通労働災害の防止（第71条）
第1節 <u>安全衛生教育（第11条－第19条）</u>	第6章 衛生基準
第2節 教育計画等（第20条・第21条）	第1節 通則（第72条）
第4章 快適な職場環境の形成（第22条）	<u>第2節 作業環境管理及び作業管理（第73条－第78条の2）</u>
第5章 安全基準	第3節 健康の保持増進（第79条－第83条）
第1節 <u>通則（第23条－第38条）</u>	第7章 実施を確保するための措置（第84条・第85条）
第2節 <u>貨物自動車等の積卸作業（第39条－第47条の3）</u>	
第3節 <u>フォークリフト、ショベルローダー等による作業（第48条－第52条）</u>	
第4節 クレーン等による作業（第53条－第59条）	

今回の変更では、労働安全衛生規則の改正(平成30年6月、令和5年3月)や、荷役作業の安全対策ガイドラインの改正（令和5年3月）などの内容を盛り込んだほか、陸災防独自の上乗せ規定として、陸災防が令和4年8月に取りまとめた「陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策に関する検討会報告書」の提言事項のうち、法令改正に盛り込まれなかった事項を追加しています。また、昨今の猛暑に対応するため、令和3年7月に厚生労働省が制定した「熱中症予防基本対策要綱」の内容も盛り込んでいます。

### 3 主な変更内容の解説

#### (1) 特別教育対象作業の追加（第13条）

特別教育の対象作業に、平成30年安衛則改正で追加された「フルハーネス型の墜落制止用器具を用いて行う作業に係る業務」と、令和5年安衛則改正で追加された「テールゲートリフターの操作の業務」を追加しました。

#### (2) 保護帽の着用が必要な作業の追加（第31条）

令和5年安衛則改正で保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大しましたが、陸運防災規程では保護帽の着用が必要な貨物自動車の最大積載量の縛りはないので、これに伴う変更はありません。

より安全な保護帽を着用するとの観点から、保護帽の種類を「墜落時保護用」のみとしました。また、「テールゲートリフターによる荷の積卸作業」を対象作業に追加しました。

#### (3) 作業開始前点検が必要な装置の明確化（第34条）

トラック等の車両系運搬機械に装着されている荷役装置はこれまでも作業開始前点検の対象ですが、令和5年の法令改正でテールゲートリフターも荷役装置に含まれ、作業開始前点検の対象である旨の解釈例規が出たことから、条文に「（当該車両に装着されている荷役装置を含む。）」を追記しました。

#### (4) 昇降設備に係る規定の見直し（第39条）

令和5年の安衛則改正に即して、昇降設備が必要となる貨物自動車の範囲を「最大積載量5トン以上」から「最大積載量2トン以上」に改め、「床面と荷台との間」の昇降も対象に追加しました。

#### (5) 墜落制止用器具に係る規定の見直し（第47条の2）

平成30年の安衛則改正で「安全帯」が「墜落制止用器具」に改められたことを踏まえ、必要な変更を行いました。

#### (6) テールゲートリフターによる荷の積卸作業に係る規定の追加（第47条の4）

テールゲートリフター作業時の安全対策に関する条文を新設し、令和5年に改正された荷役ガイドラインの内容や荷役作業の安全対策に関する検討会報告書の内容などを踏まえて、14項目の実施事項を定めました。これらの項目は、特別教育でも指導される内容です。

#### (7) フォークリフトの使用及び運転の業務に係る規定の整理（第49条・第51条）

フォークリフトの「使用」に関連する内容と「運転の業務」に関連する内容が交錯している部分を修正した上で、シートベルトの着用など、安全な作業を行う上で必要な事項を追記しました。

#### (8) ロールボックスパレットに係る規定の充実（第62条の2）

これまでも5項目の実施事項が定められていましたが、令和5年に改正された荷役ガイドラインの内容や荷役作業の安全対策に関する検討会報告書の内容などを踏まえて、16項目に整理しました。

陸運と安全衛生 No.665

(9) 逸走防止措置に係る規定の見直し（第67条の2）

令和5年の安衛則改正により、エンジンを停止して運転位置を離れると作業装置を運転することができない貨物自動車の運転者が作業装置の運転のために運転位置から離れる場合の逸走防止措置に係る規定が新設されたものを反映しました。

(10) 熱中症予防対策の充実（第76条の2）

熱中症とは、高温多湿な環境に長時間いることで、体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態を指します。命に関わる場合もあるため、重症度に応じた対応が必要です。

重症度	I 度	II 度	III 度
症状	熱失神 熱けいれん（筋けいれん）	熱疲労	熱射病
	顔面蒼白、脱水、吐き気、めまい・立ちくらみ、急性の筋肉痛・こむら返り	口の渇き、めまい、頭痛、イライラする、倦怠感	意識がない、けいれん発作、身体が熱い
手当	119番▶応急手当 冷所で安静、身体を冷やす、水分と塩分の補給、見守り	医療機関での診療が必要	入院治療が必要

このため、厚生労働省の「熱中症予防対策基本要綱」を参考として、具体的に講ずべき措置を7項目追記しました。

なお、熱中症予防に関しては、以下のサイトも参考としてください。

○厚生労働省のポータルサイト「学ぼう!備えよう!職場の仲間を守ろう! 職場における熱中症予防情報」 <https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

○中小企業の事業主、安全・衛生管理担当者・現場作業員向け 働く人の今すぐ使える熱中症ガイド <https://neccyusho.mhlw.go.jp/download/>

4 陸運防災規程の周知について

新しい陸運防災規程の全文、あらまし及び解説は、陸災防のホームページに順次公開しますので、活用してください。

令和5年の死傷災害は前年比で2.2%減少しましたが、令和6年6月までの上半期速報値では2.5%増と、まだまだ予断を許さない状況です。

今般の陸運防災規程の変更を契機として今一度事業場内の災害防止対策の見直しを行っていただき、災害のない安心して働ける職場づくりに努めてください。

災害事例  
と  
その対策

## 不慣れなリーチフォークリフトで運転操作を誤りプラットホームから転落

- 1 事業の種類：運送業（従業員35名）
- 2 発生日時・場所：6月11時半頃 自社構内
- 3 被災者：トラック運転者 30代 経験2年
- 4 傷病の程度：右手首骨折、右足首捻挫、  
右膝・臀部・腰部・肩部・  
右肘打撲
- 5 災害発生状況

被災者は、午前中の配送を終え事業場に帰社した。

車両をプラットホームに接車して事務所に戻り、午後の作業指示を受けた。午後の作業は、2か所への配送作業であった。

被災者が午後配送する荷物を探したところ、荷物はプラットホーム端部近くに置いてあり、荷物の前にキーが差し込まれたままのリーチ式フォークリフト（以下「リーチFL」という。）が駐車されていた。

被災者は、午後の業務をスムーズに開始するため、リーチFLを移動させようと乗り込んで運転した。プラットホーム端部まで移動させたので停止しようとしたが、操作を誤りプラットホームからリーチFLごと転落した。

リーチFLが転落する際、被災者は咄嗟に飛び降りようとしたが間に合わず、プラットホームから落下した。幸いなことにリーチFL落下地点と逆の方向に落下したため、下敷きにはならなかったが、落下した衝撃で右手首を骨折し右半身に捻挫及び打撲を負った。

### 6 被災時の状況、行動及び心理等

- ・被災者は、異業種から転職後にフォークリフト運転技能講習を修了し、日頃の業務ではカウンターバランス式フォークリフトを運転していた。
- ・種々の業務に対応するため、管理者からリーチFLも運転できるよう求められており、1週間前に半日の指導を受けた。3日前に初めてリーチFLを使用してプラットホーム上で荷物の集積をしていたところ、後進中に逸走してプラットホーム上の荷物に激突した。そのため、被災者は再度指導を受

けるまでリーチFLの使用を禁止されていた。

- ・被災者は業務ではなく空車のリーチFLを移動させるだけなので、問題ないと考えた。
- ・被災者は先日の物損事故後、自主練習を行ったので自信があり、速度を上げて運転した。

### 7 原因

- (1) 物の不安定な状態
    - ・キーが差し込まれたままリーチFLが駐車されていたこと（効率よく作業できるようにキーは差し込まれたまま駐車されており、管理者側はキーを抜いて駐車するような指示はしていなかった。）
  - (2) 人の不安定な行動及び心理状況
    - ・リーチFLの使用禁止を守らなかったこと
  - (3) 管理面での不十分な要因
    - ・フォークリフトが荷の前に置かれていたこと
    - ・車種による運転の可否を徹底していなかったこと  
プラットホーム上では、カウンターバランス型フォークリフト2台とリーチFL1台が使用されていたが、管理者側は車種による運転可否の区別を徹底していなかったこと
    - ・リーチFLの教育に当たり、指導者の下での練習を徹底せず、作業者同士での自主練習及び個人での自主練習を容認していたこと
- ### 8 安全対策
- (1) 物の不十分な状態
    - ・キーを差し込んだまま駐車させない。
  - (2) 人の不十分な行動
    - ・事業場で定めたルールの順守徹底を図る。
  - (3) 管理の不十分な要因
    - ・フォークリフトは、作業の妨げにならない位置に停車する。また、そのルールを徹底する。

陸運と安全衛生 No.665

- 実車を用いた練習を行う際は、会社が指名した者の指揮下でのみとし、作業者同士の指導による自主練習は禁止する。
- 自主練習を行う際は、イメージトレーニングだけとし、実車は稼働させない。
- 車種ごとの運転操作の可否を作業者に徹底し、許可されていない車種の運転禁止を徹底する。
- 外部の教育機関を受講した際は、管理者が社内での実車による運転操作を確認後、車種ごとの使用を許可する。

まとめ

過去にはリーチFLによるプラットホームからの転落死亡災害が発生しています。

フォークリフトを使用させる側及び使用する側が、リーチFLとカウンターバランス式フォークリフトとは全くの別物であることを、どれくらい認識しているのでしょうか。同じフォークリフトの名称がついているから、技能講習修了者であればリーチFLを運転操作できて当然だと思っているのではないのでしょうか。リーチFLを用いる作業に限らず、資格を持っているから運転できるだろうではなく、実作業で事業場が想定する作業ができるか確認してから業務に就かせるべきであることを再度認識することが重要です。

【陸災防から会員事業場の皆様へお知らせ】

「陸運と安全衛生 Year Book」をお届けします

広報誌「陸運と安全衛生」1年分の主要記事を基に再構成しました「陸運と安全衛生 Year Book 2024」が完成しましたので全ての会員の皆様に直接お届けいたします。本誌のお届けは、令和6年8月を予定しております。

本誌では、荷役作業における安全対策や行政からの「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」改正の解説記事を始め、陸運業における職場の安全と健康に関する記事を多数掲載しております。

なお、本誌は毎年継続して陸災防会員の皆様にお届けしております。

本誌を労働災害防止活動の推進にご活用いただければ幸いです。

お問合せ先：陸災防本部広報課 TEL 03-3455-3857



陸運と安全衛生 Year Book 2024

## 九州トラック交通共済ご加入のおすすめ

九州トラック交通共済は、組合員の皆様のご支援を賜り、経営基盤を確立してまいりました。そして、相互扶助に基づく協同組合の精神を事業運営の根本において、これからも多くの組合員様に事業の利用や運営にご参加いただき、共済の輪を広げていきたいと考えております。自動車共済をご検討の事業者様は是非ご相談ください。



### 九ト交協の取扱商品

#### 自動車共済 ～対人・対物・搭乗者・車両共済の4商品と納得の割引制度～

最大 **70%** の優良割引

デジタコ搭載車は **2%** 割引 (対人共済・対物共済)

掛金を一括で支払うことによる **一括払割引**

一括払額	一括払割引率
100～300万円未満	2%
300～500万円未満	3%
500万円以上	5%

事業用車両 **5台以上** のご加入で **一括契約割 5%**

契約台数に応じた **多数契約割引!!**

契約車両数	多数契約割引率
10台以上～29台以下	2%
30台以上～69台以下	4%
70台以上～99台以下	6%
100台以上～149台以下	8%
150台以上	10%

※新たにご加入の場合、他の損害保険会社等で適用されている割引を引き継ぐことができます!!

### 自賠償共済 ～長崎県下10社の代理店～

### 損害保険 ～運送業者貨物賠償責任保険等、事業を取り巻く様々なリスクに対応～

### 九ト交協の充実の制度

#### 事故防止活動 ～事故防止のことはおまかせください～

- ◆各事業所様のご希望を事前に伺い、教材を使用しながら事故防止の個別講習
- ◆初任運転者・事故惹起運転者への特別指導講習 ◆事故防止DVDの貸し出し
- ◆講習による事業者様のGマーク取得支援活動



#### 利用分量配当 ～支払いの実績により配当金があります～

組合の決算の結果、剰余金が得られた場合にお預かりした掛金とお支払いした共済金から利用分量配当を算出して契約組合員に配当します。(配当にあたり事業年度中の損害率など一定の条件があります。)



#### 安心のロードサービス ～故障時の搬送費用も対象です～

ご契約車両(構内専用車、2輪車、原動機付自転車、特殊車両を除く)が事故故障により自走不能となった場合、最大50万円(一部自己負担金あり)のレッカー搬送費用を負担いたします。



### 九州トラック交通共済協同組合 長崎支所

長崎県佐世保市崎岡町853番地22 グレースN C棟202号室  
TEL: 0956-87-0083 (担当 田崎)

ご不明な点がございましたら  
ご遠慮なくお問合せください。

# ～自動車共済～ INFORMATION

## ■ 車両共済にご加入されると安心です

### 車両共済について

共済契約車両が衝突・転落・火災・盗難など、偶然な事故によって損害を被った場合に、共済金をお支払いします。

### ～主な補償内容～

車同士の衝突



電柱などと衝突



飛び石などの飛来物



当て逃げ



火災・爆発



台風・洪水・高潮



転覆・転落



盗難



こんなときに役に立ちます

### CASE 1

#### ■ 事故に関する修理費用



先日国道をまっすぐ進んでいた時に、コンビニから出てくる車にぶつけられました。当然相手から修理費用を全額補償してもらえると思ってたけど、うちの会社にも過失が2割あるといわれて、その分の修理費用を支払ってもらえませんでした。これまで、車両共済の加入はしていなかったけど、更新手続きのときに車両共済に加入していたので共済を使って修理ができた助けがありました。

### CASE 2

#### ■ スムースに相手から賠償金が支払われない場合



この間、居眠り運転でセンターラインオーバーしてきた車と衝突して大切なトラックが大破してしまいました。相手が賠償してくれると思ってたら、保険に加入していないし、すぐには高額な修理費用の支払いはできないってことで困り果ててました。組合に相談したら、「車両共済に加入しているから修理費用の支払いができる」ってことで、高額な修理費用の悩みがなくなりました。

**車両共済のご加入についてぜひご検討ください！！**

九州トラック交通共済協同組合



# 諫早トラックステーション ご案内

ISAHAYA TRUCK STATION

★客室 全室バス・トイレ・エアコン・テレビ付

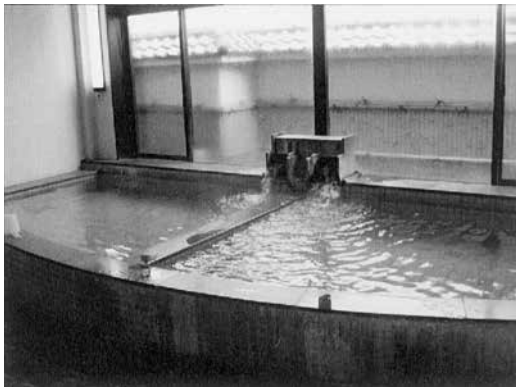


シングルルームで広めの部屋もご用意しております  
宿泊料金

- ・一般 8,000円(税込)
- ・諫早TS会員 6,000円(税込)「朝食付」  
(入会金 500円)
- ・トラック協会会員 4,500円(税込)

チェックイン 15時(24時間受付)  
チェックアウト 翌10時

★大浴場 ミネラルバランスのとれたお湯でリフレッシュできる大浴場です!



料金 大人 520円(税込)「小学生以下無料」  
ご利用時間 12時～22時まで(冬季10月～4月)  
9時～22時まで(夏季5月～9月)

★シャワールーム(女性専用)

料金 100円で7分間  
ご利用時間 12時～22時まで

★レストラン 安くボリュームたっぷりのお食事をお楽しみください!



7時～20時30分までご利用できます  
(オーダーストップ 20時)  
※土・日曜日のみ14時30分(オーダーストップ 14時)

主なメニュー

- 長崎ちゃんぽん……………800円(税込)
- かつ丼……………850円(税込)
- 中華飯……………790円(税込)
- トンカツ定食……………1,100円(税込)
- エビフライ定食……………1,260円(税込)
- カツカレー……………950円(税込)

各種定食・丼物・中華など豊富に  
取り揃えております

★施設内容

運行管理センター・レストラン81席・宿泊室22室・大浴場・休憩室  
女性用シャワー室・自動販売機コーナー・コインランドリー(24時間営業)

駐車場

- 大型トラック(トレーラ含) ……40台
- 中型トラック……………5台
- 小型トラック・普通自動車……………29台

アクセス

諫早駅より長崎方面へ約3km  
(34号線貝津団地入口)

〒854-0063 諫早トラックステーション  
長崎県諫早市貝津町1051-12  
TEL 0957-26-8228 FAX 0957-26-8236

# 教材用DVD貸出申込一覧表

当協会では、トラックドライバーの安全教育に役立つ下記のとおり教材用DVD等を用意しております。職場内研修等に是非ご利用ください。(貸出中の場合がありますので事前にお問い合わせください)

《申込先》(公社)長崎県トラック協会(担当 本村、佐藤) TEL:095-838-2281 FAX:095-839-8508

☛ご希望の教材に○印をお願いします ※★は新たに追加したDVDです

分類	○印欄	No.	題 名	時 間	メディア	貸出可能数
ドライバー教育		1	初任運転者のためのトラックの安全運行 第1巻 ～トラックドライバーの心構えと心得～	21分	DVD	3
		2	初任運転者のためのトラックの安全運行 第2巻 ～トラックの構造的特徴と安全運転～	18分	DVD	3
		3	初任運転者のためのトラックの安全運行 第3巻 ～心と体と安全運転～	21分	DVD	3
		4	初任運転者のためのトラックの安全運行 第4巻 ～危険予測運転の基本～	21分	DVD	3
		5	中型貨物車の安全知識	26分	DVD	1
		6	大型トラックの安全運転	18分	DVD	2
		7	大型貨物車の安全運転	38分	DVD	2
		8	エコドライブで安全運転 ～省エネ運転のススメ～	22分	DVD	2
		9	ヒヤリをなくして安全運転 ～ヒヤリハット報告検討会の記録～	22分	DVD	2
		10	トラック運転者のための安全運転のポイント	30分	DVD	1
		11	巻き込み事故 トラックの左折と死角	54分	DVD	1
		12	ドラレコ映像で学ぶ! 事故の原因と対策	52分	DVD	1
		13	ドライブレコーダーからの警告!	25分	DVD	1
		14	安全なプロトラックドライバーを育てるマナーとモラル	26分	DVD	1
		15	安全なプロトラックドライバーを育てるマナーとモラル(応用編)	29分	DVD	1
		16	大丈夫ですか? 高速道路の落下物	18分	DVD	1
		17	絶対にダメ! 飲酒運転	21分	DVD	1
		18	高齢者を交通事故の被害者としないために!		DVD	1
		19	その時あなたにできること ～交通事故現場における応急救護処置～	20分	DVD	1
		20	目指せ! 危険物輸送のスペシャリスト～移動タンク貯蔵所の安全対策～		DVD	1
		21	運転中自然災害が…地震・雨・雪道での危険回避 ①一般道路編	22分	DVD	1
		22	運転中自然災害が…地震・雨・雪道での危険回避 ②高速道路編	20分	DVD	1
点検整備・運行管理		23	日常点検及び雪道対策(大型トラック編・小型トラック編)		DVD	6
		24	大型トラック・バス 車輪脱落防止のための正しい車輪の取扱いについて	27分	DVD	2
		25	トレーラ日常点検	15分	DVD	1
		26	トレーラ定期点検整備のすすめ より安全なトレーラ運行を目指して		DVD	1
		27	運行管理者の責務と職務 ～安全輸送は私が守る～		DVD	1
		28	一人のできる日常点検	17分	DVD	1
		29	やっていますか安全点呼	18分	DVD	1
		30	確実な点呼の実施方法 確認内容および留意点について	30分	DVD	2
		31	★ストップ! 車輪脱落事故 ～タイヤ交換作業の手順と方法～		DVD	2
健康管理		32	事業用運転者における睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニングの重要性		DVD	1
		33	睡眠時無呼吸症候群の早期発見、早期治療	24分	DVD	1
		34	熱中症はこわくない!	30分	DVD	1
		35	受けよう、活かそう! ストレスチェック	15分	DVD	1
その他		36	引越の達人になろう		DVD	6
		37	上手な引越のコツ教えます		DVD	1
		38	交通事故0を目指して ～第42回全国トラックドライバーコンテスト～		DVD	1
		39	交通事故0を目指して ～第43回全国トラックドライバーコンテスト～		DVD	1
		40	全国トラックドライバー・コンテストマニュアル ～運転技能・整備点検編～	20分	DVD	6
		41	もしもトラックがとまったら		DVD	1
		42	走れ! 風になって未来へ～そして若者はトラックドライバーになった～		DVD	1
		43	未来への道 ～トラックドライバーからのメッセージ～		DVD	1

事業者名		※貸出確認 本	※受付
担当者名	TEL: - -	※返却日 /	
貸出期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (最大2週間)	※返却確認 本	

(※の欄は記入しないでください)

# - 帳票類注文表 -

(公社)長崎県トラック協会 宛

注文日: 令和 年 月 日

**FAX: 095-839-8508**

↓ 注文部数をご記入ください

No.	品名	単位	会員価格(円) (消費税10%込)	注文部数	備考
1	運転日報(基本タイプ)	1冊(100枚)	198		
2	運転日報(応用タイプ)	1冊(100枚)	374		
3	乗務日報(B5)	1冊(100枚)	352		
4	日常点検表(トラック・黄緑色)	1冊	660		
5	日常点検表(トレーラ・黄色)	1冊	781		
6	点呼記録簿(B4・中間点呼あり)	1冊(100枚)	※363		
7	点呼記録簿(A4)	1冊(100枚)	※242		
8	定期点検整備記録簿(B5・3枚複写 2年間用)	1冊	264		
9	車両管理台帳(A4・ピンク色)	1冊	286		
10	整備管理者選任届(通常3枚1セット)★	1枚	33		
11	運行指示書	1冊(50セット)	550		
12	運転者台帳(B5)	1冊(50枚)	660		
13	運転者台帳(B5・1枚)	1枚	14		
14	車両別輸送実績表(B4)	1冊	792		
15	作業指図書	1冊	176		
16	事故報告書(1セット)	1セット	290		
17	事業報告書・事業実績報告書★	4部(1セット)	495		
18	チャート紙 ご希望品番に注文数を ご記入ください	KM26-120-2C	M24-120K	1個	660
		L7-120	L7-140		
		その他 ( )			

※令和5年4月1日より変更

受領方法  協会にて受け取り( 月 日 来協予定)  送付希望

事業者名			
フリガナ 担当者名		TEL	
		FAX	
帳票類送付先	<input type="checkbox"/> に✓して下さい 〒 -	<input type="checkbox"/> 会員名簿住所へ送付	<input type="checkbox"/> 会員名簿以外の住所へ送付
請求書送付先	〒 -	* 上記送付先と異なる場合はご記入ください	

※午後からのご注文は翌日発送となる場合があります。

※在庫状況によりお届けまでにお時間をいただくことがあります。

※運行管理者選任届の販売は終了しました。

長崎県トラック協会ホームページに九州運輸局のホームページのリンク先を掲載しております。  
 "長崎県トラック協会ホームページ"→"会員用コンテンツ"→"九州運輸局HP・該当ページ" より

ダウンロード可能な帳票

★運行管理者選任届      ★整備管理者選任届

★事業報告書・事業実績報告書

**【お問い合わせ先】**

〒851-0131 長崎市松原町2651-3

(公社)長崎県トラック協会(担当: 本村)

TEL:095-838-2281 FAX:095-839-8508

**以下協会使用欄**

受付印	担当	発送日 /
	確認	

合計金額	入金日 /
------	----------

# 熱中症が発生！ その時どうする？

**応急手当 その1**  
涼しい場所に避難!  
絶対に一人にさせないこと!

**応急手当 その2**  
衣類をゆるめる  
ラクにして

**応急手当 その3**  
スポーツ飲料で水分補給!  
水分補給をしないと!

**応急手当 その4**  
身体を冷やそう!  
どうしよう  
熱が引かない!  
こういうときは、首やワキの下、太ももの太い血管の上を冷やした方がいいですって  
あとは、血管が多く集まる手足も冷やそう

ここで紹介した如置はあくまで応急手当! 自力で水分補給できない場合などは医療機関へ連絡・搬送しよう

## WBGT値を活用しよう

WBGT値は「暑さ指数」ともいい、熱中症のリスクが判断できます。気温だけでなく、湿度や太陽から反射した熱(輻射熱)も考慮した値です。WBGT値のリスク区分(例)

注意	警戒	厳重警戒	危険
25℃未満	25～28℃	29～31℃	31℃以上

WBGT値の体感値予測は、環境省熱中症予防指針(付録)に準拠されています。作業開始前・途中(暑し)

**熱中症予防**

- ①日頃からウォーキングなど軽い運動を行い、身体を暑さに慣らしておくこと!
- ②作業中は、小まめに水分・塩分を摂ったり冷たいもので手足を冷やしたりしよう!

環境省 熱中症予防情報サイト

検索

厚生労働省

熱中症についての情報はこちら  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/saisakumaine/0001163.html>

企業・作業・みずほ情報総研株式会社(厚生労働省教育教材の作成、委託者)、株式会社サイランズ(作成協力)

熱中症予防 その1

水分・塩分はこまめに補給!

熱中症予防 その2

涼しいところで休憩!

# みんなを防ごう! 熱中症

いつでもどこでもだれでも、条件次第でかかりやすいのが熱中症。特に労働をしているときなどは発症しやすく、症状が深刻なときは命の危険にさらされることもあります。正しい知識と適切な予防法があれば、未然に防ぐこともできますので、熱中症にかかる前からきちんと対策をして、暑い夏を乗り切りましょう。

熱中症予防 その3

「おかしいな?」と思ったらすぐ報告!

# 後退時

## 頼るカメラに

## 死角あり



(四国) 港運送(株)金山営業所  
新居 凌吾

(全国トラック交通共済協同組合連合会 令和5年度事故防止対策標語優秀賞)



### トラック憲章

1. わたくしたちは、貨物輸送を通じ、社会に貢献していることを自覚し、さらに輸送サービスの向上に努めます。
1. わたくしたちは、法令を守り、かつ、相互信頼に立って輸送秩序の確立に努めます。
1. わたくしたちは、交通事故をはじめ労災事故の防止に徹し、かつ、輸送公害の除去に努めます。
1. わたくしたちは、親切、誠実をモットーに、迅速、確実、かつ、安全な輸送に努めます。
1. わたくしたちは、業界の融和協調をはかり、社会的地位の向上に努めます。

(公社) 長崎県トラック協会

発行 (公社)長崎県トラック協会  
〒851-0131 長崎市松原町2651-3  
TEL 095-838-2281  
FAX 095-839-8508

印刷所 株式会社 昭和堂  
諫早市長野町1007-2  
TEL 0957-22-6000  
FAX 0957-22-6690



「未来」を思い、想像と創造の力で  
**ISUZU**

**もっと走れる  
明日のために。**

事故も、疲労も、故障も、未然に防いでいく。  
この意識を徹底し、新たな時代を生み出した。  
「未来」という数値化できないビジネスにおいて、  
トラックに求められる様々なニーズを。  
先進の装備やテクノロジーで早期に認識、感測し  
より確かな安心を生み出します。  
すぐなら、もっと走れる。いすゞとなら、もっと走れる。  
もっと走れる未来がある。  
お客様のビジネスがもっと輝く明日を切り拓きます。

**GIGA**

**いすゞ自動車九州株式会社**

■ 長崎支店 〒851-0103	長崎市中里町1622番地1 Tel. 095-839-7500
■ 佐世保支店 〒859-3241	佐世保市有徳町188番地1 Tel. 0956-59-3141
■ 島原営業所 〒859-1412	島原市有明町大三東乙84番地1 Tel. 0957-68-0500

**Quon**  
人を想い、先を駆ける。  
Innovation that puts people first.



**UDトックス株式会社**

長崎 カスタマーセンター / 諫早市津久葉町99-47 TEL:0957-25-2342  
佐世保カスタマーセンター / 佐世保市大塔町14-23 TEL:0956-32-4147  
<https://www.udtrucks.com/ja-jp/home>



Going the Extra Mile



人を思う、次の100年へ。

**MINO**

日野プロフィア(大型トラック)      日野レンジャー(中型トラック)      日野デュトロ(小型トラック)

**九州日野自動車株式会社**

長崎支店 / 〒851-0133	長崎市矢上町53-1	TEL:095-839-3122 FAX:095-839-1637
佐世保支店 / 〒857-1161	佐世保市大塔町1979-24	TEL:0956-31-1161 FAX:0956-31-5565
島原支店 / 〒859-1415	島原市有明町大三東乙88-1	TEL:0957-65-9101 FAX:0957-65-9070

走るほどに、使うほどに、三菱ふそうの真価。



**三菱ふそうトラック・バス株式会社 九州ふそう**

長崎支店 / 長崎市小瀬戸町809-33	TEL:095-834-4661	島原支店 / 島原市前浜町乙62-1	TEL:0957-62-6110
佐世保支店 / 佐世保市大塔町8-5	TEL:0956-31-9311	諫早支店 / 諫早市小船越町571	TEL:0957-23-5588